

佐渡市消防本部 予防係運用指針

<凡例>

法：消防法、令：消防法施行令、則：消防法施行規則、条例：佐渡市火災予防条例

1 防火対象物

○防火対象物の用途区分の見直しについて（平成 27 年 3 月 2 日）

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成 25 年 3 月 27 日付け消防予第 120 号、消防危第 40 号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 25 年 3 月 27 日付け消防予第 121 号）により、令別表第一(6)項ロ又はハに該当する社会福祉施設及び高齢者施設に関する取扱いの明確化が図られた。

用途区分の判断基準を次のとおり定める。

1 用途の判断基準について

- (1) 事業者から別紙社会福祉施設等事業概要確認書により施設の概要、利用状況等について報告を求める。
- (2) 「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 26 年 3 月 14 日付け消防予第 81 号）により、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受け入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行う。

2 その他

- (1) 避難が困難な者を主として入居、宿泊させる(6)項ハの施設については、立入検査時に営業形態等を調査し用途の確認を行う。
- (2) (6)項ロの施設については、営業形態等の変更の申し出又は法令改正等がない限り用途の見直しは行わないものとする。

佐渡市消防長 様

届出者
住所

氏名

社会福祉施設等事業概要確認書

当防火対象物の概要は下記のとおりで相違ありません。

なお、この概要に変更が生じた場合は速やかに報告いたします。また、下記事項について、市関係部局との連携のために情報を提供することを承諾します。

記

1 施設の概要

| | |
|--------------|---------------------|
| 防火対象物 | 所在地 |
| | 名称 |
| 用途の種類 | |
| 根拠条文 | |
| 福祉サービスの内容 | 入居・宿泊・入所・その他（ ） |
| 同一建物での他事業の有無 | 有（高齢者施設・障害者福祉施設等）・無 |

2 利用者の状況

(1) 高齢者施設（記載にあたっての留意事項（裏面）①～④を参照してください。）

- ・施設全体の定員又は宿泊サービス利用者数（予定数）・・・

| | |
|---|---|
| A | 人 |
|---|---|
- ・要介護状態区分3以上の者の居室の定員又は人数（予定数）・・・

| | |
|---|---|
| B | 人 |
|---|---|
- ・共用スペースでの福祉サービスの有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・

| |
|-------|
| 有 ・ 無 |
|-------|

(2) 障害者福祉施設等（記載にあたっての留意事項（裏面）①～③及び⑤を参照してください。）

- ・施設全体の定員数（予定数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

| | |
|---|---|
| C | 人 |
|---|---|
- ・障害支援区分4以上の者の数（予定数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・

| | |
|---|---|
| D | 人 |
|---|---|
- ・介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者※1の数（予定数）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

| | |
|---|---|
| E | 人 |
|---|---|

記載にあたっての留意事項

- ① 実際に入居又は宿泊若しくは入所している人数（予定数）を記入してください。
- ② 新築又は利用者の入れ替わり等で、①が明確でない場合は、届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設を設置しようとする際に示す定員の予定数を記入してください。
- ③ ②の届出等がない場合は、入居又は宿泊若しくは入所の用に供する部屋の数、規模及び形態等の受入れ体制により記入し、それらに関する資料を添付してください。
- ④ 共用スペースでの福祉サービスの有無とは、事業者による食事の提供の場となる食堂や、事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室の有無を記載してください。
- ⑤ 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者については、下記※1、※2を参考とし人数を記載してください。

※1 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者とは

- (1) 乳児、幼児
- (2) 障害支援区分4以上の者であって、認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。）の中で下表の①～⑥の項目のいずれかに当てはまる者

| |
|--|
| ① 3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者 |
| ② 3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者 |
| ③ 6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者 |
| ④ 6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者 |
| ⑤ 8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者 |
| ⑥ 8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者 |

- (3) 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当する者※2

※2 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断について

- (1) 障害児入所施設
 - ① 認定調査項目に代わる判断基準
「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができているかどうか」の判断基準により確認してください。
 - ② ①によらない場合にあつては、佐渡市福祉部局により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない児童数に関する情報に基づき記入してください。
- (2) 救護施設
 - ① 原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認してください。
 - ② ①によらない場合にあつては、佐渡市福祉部局により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報に基づき記入してください。

経過欄（この欄は消防署等が使用するため記入しないでください。）

| | 人数（定員数） | 共用スペースでの福祉サービスの提供の有無 | 用途判定 |
|----------|--|---|-------|
| 高齢者施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ $B/A \geq 0.5$ ・ $B/A < 0.5$ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 無 | () 項 |
| 障害者福祉施設等 | 用途判定 | 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものの判定（用途判定で（6）項ロと判定された場合に限る。） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ $D/C > 0.8 \Rightarrow$（6）項ロ ・ $D/C \leq 0.8 \Rightarrow$（6）項ハ | <ul style="list-style-type: none"> ・ $E/C > 0.8 \Rightarrow$ 該 当 ・ $E/C \leq 0.8 \Rightarrow$ 非該 当 | |

年 月 日

佐渡市消防長 様

届出者
住所 佐渡市八幡〇番地
〇〇法人 〇〇会
氏名 代表 〇 〇 〇 〇

社会福祉施設等事業概要確認書

当防火対象物の概要は下記のとおりで相違ありません。
なお、この概要に変更が生じた場合は速やかに報告いたします。また、下記事項について、市関係部局との連携のために情報を提供することに承諾します。

記

1 施設の概要

| | |
|--------------|-------------------------------|
| 防火対象物 | 所在地 佐渡市八幡 58 番地 |
| | 名称 〇〇高齢者施設、〇〇の家など |
| 用途の種類 | 軽費老人ホーム、障害者福祉施設など |
| 根拠条文 | 老人福祉法第20条の6、障害者総合支援法第5条第11項など |
| 福祉サービスの内容 | 居・宿泊・入所・その他 () |
| 同一建物での他事業の有無 | 有 (高齢者施設・障害者福祉施設等) ・無 |

2 利用者の状況

(1) 高齢者施設（記載にあたっての留意事項（裏面）①～④を参照してください。）

- ・施設全体の定員又は宿泊サービス利用者数（予定数） A 20 人
- ・要介護状態区分3以上の者の居室の定員又は人数（予定数） B 12 人
- ・共用スペースでの福祉サービスの有無 有 ・ 無

(2) 障害者福祉施設等（記載にあたっての留意事項（裏面）①～③及び⑤を参照してください。）

- ・施設全体の定員数（予定数） C 人
- ・障害支援区分4以上の者の数（予定数） D 人
- ・介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者※1の数（予定数）
. E 人

記載にあたっての留意事項

- ① 実際に入居又は宿泊若しくは入所している人数（予定数）を記入してください。
- ② 新築又は利用者の入れ替わり等で、①が明確でない場合は、届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設を設置しようとする際に示す定員の予定数を記入してください。
- ③ ②の届出等がない場合は、入居又は宿泊若しくは入所の用に供する部屋の数、規模及び形態等の受入れ体制により記入し、それらに関する資料を添付してください。
- ④ 共用スペースでの福祉サービスの有無とは、事業者による食事の提供の場となる食堂や、事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室の有無を記載してください。
- ⑤ 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者については、下記※1、※2を参考とし人数を記載してください。

※1 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者とは

- (1) 乳児、幼児
- (2) 障害支援区分4以上の者であって、認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。）の中で下表の①～⑥の項目のいずれかに当てはまる者

| |
|--|
| ① 3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者 |
| ② 3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者 |
| ③ 6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者 |
| ④ 6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者 |
| ⑤ 8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者 |
| ⑥ 8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者 |
- (3) 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当する者※2

※2 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断について

- (1) 障害児入所施設
 - ① 認定調査項目に代わる判断基準
「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができているかどうか」の判断基準により確認してください。
 - ② ①によらない場合にあつては、佐渡市福祉部局により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない児童数に関する情報に基づき記入してください。
- (2) 救護施設
 - ① 原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認してください。
 - ② ①によらない場合にあつては、佐渡市福祉部局により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報に基づき記入してください。

経過欄（この欄は消防署等が使用するため記入しないでください。）

| | 人数（定員数） | 共用スペースでの福祉サービスの提供の有無 | 用途判定 |
|----------|--|---|----------|
| 高齢者施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ $B/A \geq 0.5$ ・ $B/A < 0.5$ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 無 | (6) 項口 |
| 障害者福祉施設等 | 用途判定 | 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものの判定（用途判定で(6)項口と判定された場合に限る。） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ $D/C > 0.8 \Rightarrow$ (6) 項口 ・ $D/C \leq 0.8 \Rightarrow$ (6) 項ハ | <ul style="list-style-type: none"> ・ $E/C > 0.8 \Rightarrow$ 該 当 ・ $E/C \leq 0.8 \Rightarrow$ 非該 当 | |

○地区集会場について（平成 18 年 4 月 20 日）

地区集会場（地区・集落の住民が主に会議等で使用するもので、平素は無人となる比較的小規模な集会場）について、以下のとおりとする。

- 1 収容人員については令第 32 条の適用はできないので、防火管理者の選任は必要である。
- 2 平成 18 年 4 月 20 日以前の既存の集会場については、従前の指導とし、令第 32 条の適用申請等の提出は求めず台帳に整理記入しておく。

○地区集会場（地区の住民が利用する集会場）の新潟県建築行政での運用について（平成 18 年 9 月 11 日）

佐渡地域振興局における「地区集会場」の取扱いについては、建築確認申請、消防同意については、次のとおり取り扱います。

地区集会場等で延べ面積 200 m²以下については、特殊建築物の「集会場」ではなく、「集会所」として取扱い、特殊建築物には該当しない運用をしている。よって、都市計画区域外の当該集会所を建築する場合は確認申請の必要はないことになり、当然同意も必要ない。なお、設計者により、確認申請を提出し同意を求められる場合がありますが、そのような時は同意の必要なしとのことです。（反対に、同意しても特に問題はない）

また、建築基準法上の、内装制限、非常照明、屋外階段等の規定は、適用しないとのことであるが、消防法上は特例を含め（1）項口の規制をしなければならないので、建築届等により把握、立入検査等実施し指導するものとします。

○地区集会場について（平成 24 年 10 月 22 日）

地区集会場においては、国の質疑応答で消防用設備等は、その対象物の構造、設備、利用者が特定されている等の判断により、令第 32 条を適用して（15）項として取り扱うことができることとしている。（昭和 48 年 9 月 3 日付け消防安第 22 号通知）

消火器についても同様であるが、300 m²未満の地区集会場においては、（15）項として取り扱うことにより設置しなくてよいことになると火災予防上支障があるため、消火器については免除せず、法令どおり設置する。

○地区集会場の取扱いについて（平成 29 年 6 月 22 日）

地区集会場は、全て令別表第一（1）項口として取り扱ってきたが、利用者がその地域の住民に限定される場合、不特定多数の者が利用する特定防火対象物としてはそぐわないものと考えられる。また、収容人員の算定方法についても実際の利用者数と大きくかけ離れ、実情に合わないものとなっている。このことから、地区集会場の取扱いを次のとおり定める。

- 1 地区住民のみが主に会議等で使用する地区集会場は、令別表第一（15）項の対象物として取扱うものとする。
収容人員は、則第 1 条の 3 の規定で算定した数が主に会議等で利用する最大の数を超えた場合、利用する最大の数とする。（当該地区の世帯数等を勘案した数）
- 2 会議以外に、葬儀、催物等に使用する地区集会場は、従前どおり令別表第一（1）項口として取扱い、収容人員の算定も「収容人員の算定、誘導灯の設置免除及び無窓階の判定基準の運用について（通知）」（平成 19 年 4 月 20 日付け消防本部予防課長通知）によるものとする。
- 3 消防用設備等についての運用は、「昭和 48 年 9 月 3 日付け消防安第 22 号通知」、「非常警報設備の設置免除の運用について（通知）」（平成 25 年 10 月 11 日付け消防本部予防課長通

知)による。

4 この取扱いについては、実際の使用形態、利用状況及び過去の経緯を十分調査し、火災予防上の危険性を考慮し最終的に判断する。

○危険物施設の無窓階判定について（平成 22 年 5 月 17 日）

確認申請で、棟全体が危険物施設のみの場合、無窓階の判定は必要なしとする。ただし、建物内の一部に危険物施設が存する場合は、建物全体の無窓階の判定を実施する。（面積は危険物施設を含めた面積とする）

○地区集会場を学童保育所として使用している対象物の用途判定について

集会場は令別表第一（1）項口、学童保育所は令別表第一（15）項であるが、ほぼ全部を兼用している対象物がある。集会場としての使用は年に数回、学童保育所は平日放課後毎日、長期休み時は朝から使用している。この使用実態から、集会場ではあるものの、（15）項として捉える。学童保育所終了時には、（1）項口とする。

○ダンスホール等の用途判定について

ダンスホール、ダンス教習所は令別表第一（2）項口としているが、風営法第 2 条第 1 項第 4 号により政令で定めた資格を持ち、ダンスを教授する営業を行う場合は風営法の対象外となり、（2）項口ではなく（15）項とする。

○（11）項（寺院等）の非常警報設備について（平成 19 年 2 月 28 日）

令別表第一（11）項については、収容人員 50 人以上で非常警報設備の設置義務があるが、地区集会場の取扱い及び過去の指導経過等を鑑み、当分の間非常警報設備は令第 32 条により免除する。（既存及び増改築を含む）

免除の条件は、「非常警報設備を設置しなくとも、肉声により火災発生を有効に、かつ速やかに報知できること」とする。

ただし、肉声で届かないと判断できる場合（面積的に広い、間仕切り等が多く報知できない、2 階建て等）は、実態を把握し、非常警報器具を設置指導する。（昭和 44 年 10 月 31 日付け消防予第 249 号通知、昭和 45 年 11 月 19 日付け消防予第 226 号通知参照）

○消防法施行令別表第 1（17）項の取り扱いについて（令和元年 12 月 20 日）

令別表第一（17）項（文化財建造物）の用途判定を、次のとおり明確化する。

また、文化財建造物の自動火災報知設備の免除規定を、「文化財関係建造物に対する自動火災報知設備の設置に関する消防法令の運用基準について」（昭和 44 年 10 月 20 日付け消防予第 237 号。以下「237 号通知」という。）を参考として次のとおり定める。

1 項の判定についての補足事項

- (1) 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体（新潟県、佐渡市）が条例で指定したものをいう。
- (2) 史跡として指定された建造物とは、史跡指定地にある建造物が史跡として指定されたものをいい、建造物が史跡の指定をされていないものは含まない。
- (3) 登録文化財は本項には含まない。

2 自動火災報知設備の設置に関する特例について

令別表第一(17)項の防火対象物（以下「文化財建造物」という。）に設置する自動火災報知設備は、消防法施行令の規定によるほか、次のいずれかに該当する場合は特例申請により設置を免除できるものとする。

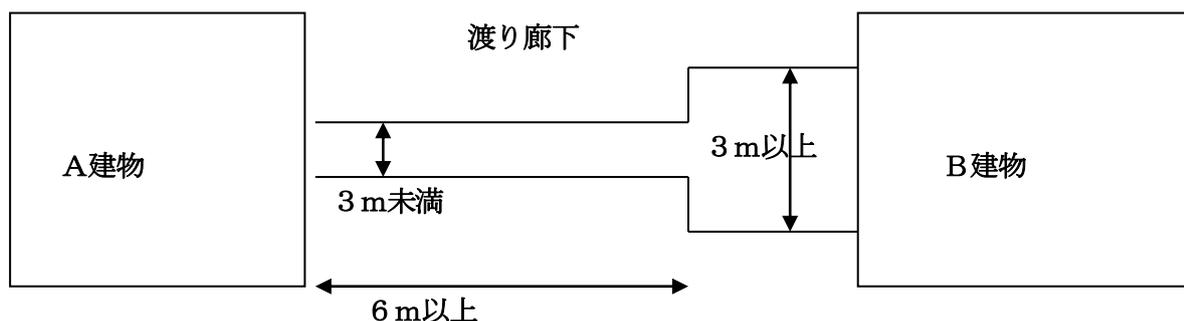
なお、設置免除の特例の適用については、火気の管理、定期的な見回り、火災時の体制の確立等十分な防火管理を行なうよう指導するものとする。

- (1) 文化財建造物を収納した建築物の主要構造部分を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部及び周囲に火災発生の要因がないこと。
- (2) 外部の気流が流通し火災の発生を感知器により有効に感知できない開放式の構造であること。
- (3) 一間社、茶室等延べ面積が概ね7㎡以下の小規模な文化財建造物であり、当該文化財建造物が他の建築物等と独立して火災の発生のおそれが少なく、かつ、火災の延焼のおそれが少ないこと。
- (4) 文化財建造物の敷地内に管理者が常駐していないため火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がないこと。ただし、周囲に民家等があっても有効に火災を覚知できないと認められる場合も同様とする。
- (5) 文化財建造物に電気設備が設置されておらず、火気の使用が年数回程度で適正に管理されていること。
- (6) 現に人が住み、一般住宅の用途に供されている地方公共団体指定文化財建造物で、全室に連動型住宅用火災警報器が設置されていること。

3 その他

- (1) 本通知による自動火災報知設備の設置免除の特例は、国指定文化財には適用しない。
- (2) 平成23年6月6日付令別表第1(17)項文化財関係建造物に対する自動火災報知設備の設置免除の運用について（通知）は廃止する。
- (3) 文化財建造物に関する自動火災報知設備に関するその他の特例基準は、237号通知によるものとする。

○別棟の渡り廊下の取扱いについて（平成23年3月1日）



3 m未満の廊下が6 m以上あれば別棟とみなし、3 m以上の渡り廊下部分はB建築物の一部として取り扱う。

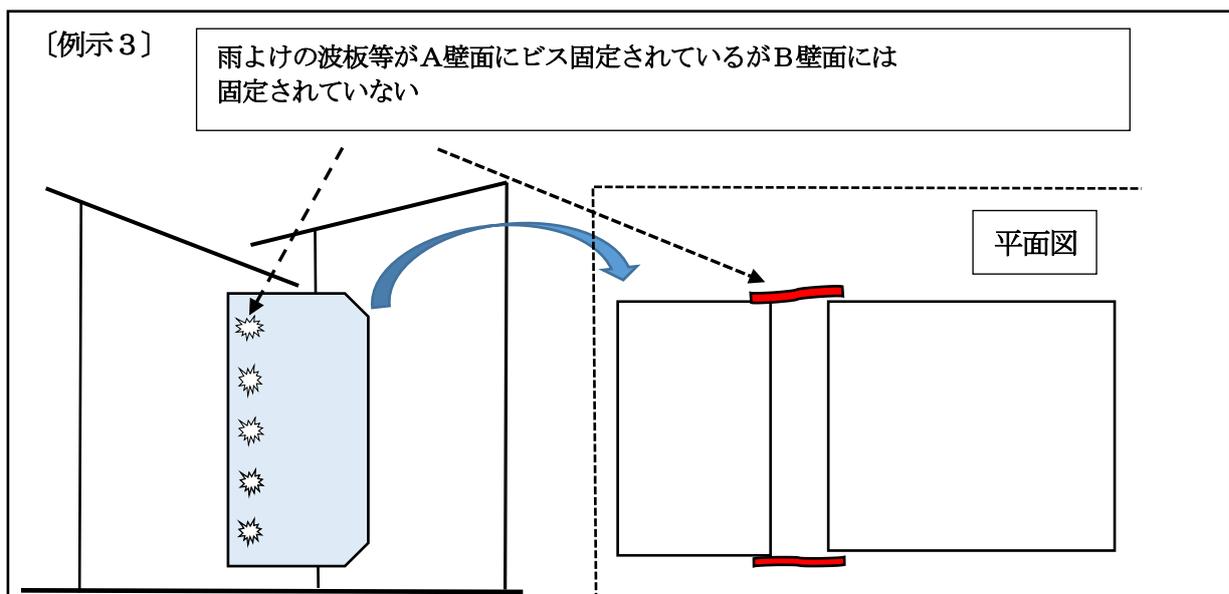
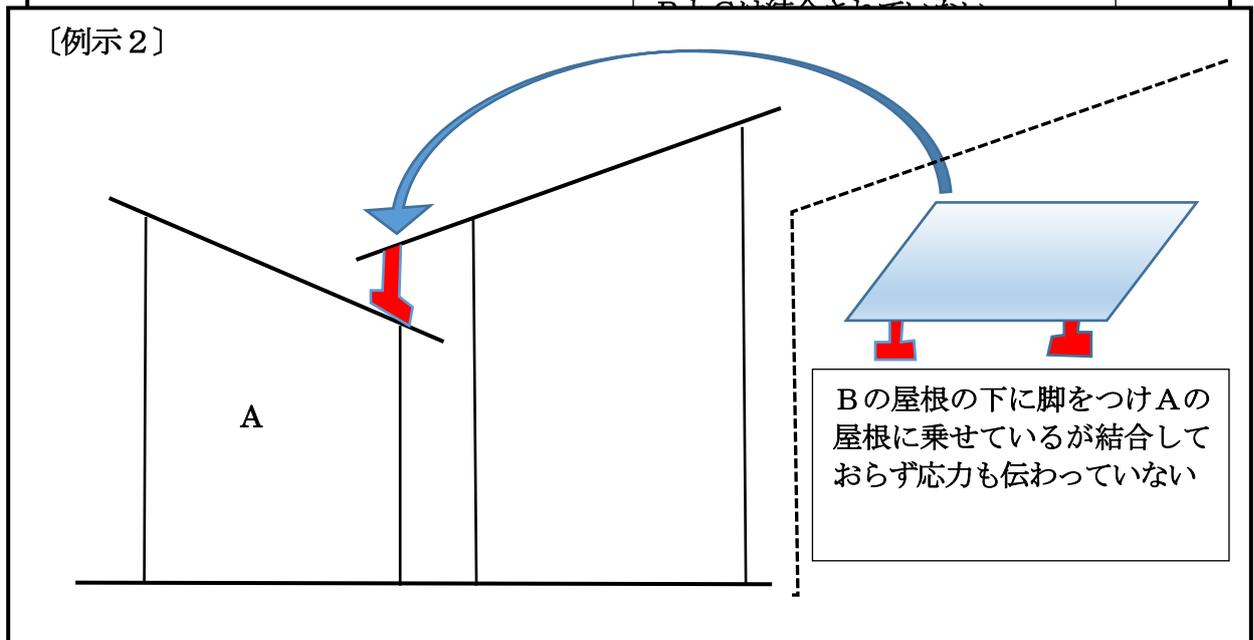
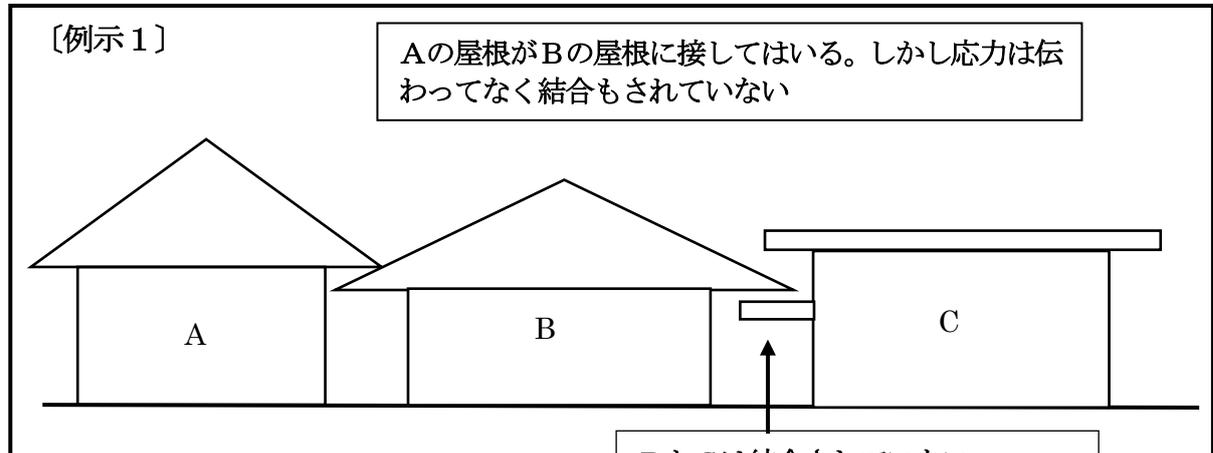
なお、この取扱いは、既存の建物のみ適用可能であり、運用年月日を基準に新築建物には適用しない。

○別棟の取扱いについて

別棟として取扱った実例を次のとおり例示する。

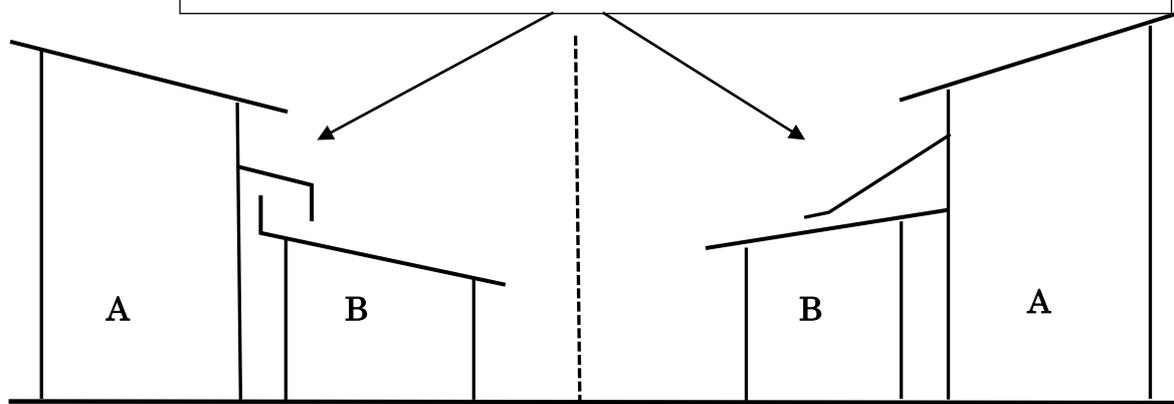
棟の取扱いについて建物等の屋根、壁又は下屋等が構造的に結合している場合は、結合している建物全体を一棟として取扱う。次の要件に適合するときは、双方を別棟とみなす。

- 1 建物相互が構造的に結合されてなく独立した建物であること。
- 2 建築物の屋根や庇が一方の建築物に接してはいるものの、応力が伝わらない状態であること。(柱、壁等の共有はしないこと)



〔例示4〕

雨が入らないように交差しているものの結合はされていない



2 無窓階

○無窓階の判定基準の運用について（平成19年4月20日）

無窓階の判定の運用を次のとおり定める。

- 1 無窓階の判定は、小規模な建物でも判定をする。
- 2 「容易に破壊できる」とは、防火対象物内外において、日常的にあるもの（ハンマー、イス等）で破壊できることをさす。
- 3 普通階・無窓階の判定基準
別紙のとおりとする。

普通階・無窓階の判定基準

1 有効な開口部の判定は、消防法施行規則第5条の3に定めるほか、次表によること。

| ガラスの種類 | | 開口部の条件 | | 無窓階の判定 | |
|---|---|------------------------------|---|--------|-----|
| | | | | 足場有 | 足場無 |
| 1 普通ガラス | 厚さ 6.0mm 以下 | 引き違い戸 | ○ | ○ | |
| | | F I X | ○ | ○ | |
| | 厚さ 10.0mm 以下 | 引き違い戸 | △ | × | |
| | | F I X | × | × | |
| 2 鉄線入り・鉄網入り 板ガラス | 厚さ 6.8mm 以下 | 引き違い戸 | △ | △ | |
| | | F I X | × | × | |
| | 厚さ 10.0mm 以下 | 引き違い戸 | △ | × | |
| | | F I X | × | × | |
| 3 強化・耐熱ガラス | 厚さ 5.0mm 以下 | 引き違い戸 | ○ | ○ | |
| | | F I X | ○ | ○ | |
| 4 合わせガラス (JIS R3205) ※2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)を開錠することにより、開放することができる合わせガラス | フロート板ガラス6ミリ以下+PVB30mil(厚膜0.76ミリ)以下+フロート板ガラス6ミリ以下の合わせガラス | 引き違い戸 | ○ | ○ | |
| | | F I X | × | × | |
| | 網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB30mil(厚膜0.76ミリ)以下+フロート板ガラス5ミリ以下の合わせガラス | 引き違い戸 | ○ | ○ | |
| | | F I X | × | × | |
| | フロート板ガラス5ミリ以下+PVB60mil(厚膜1.52ミリ)以下+フロート板ガラス5ミリ以下の合わせガラス | 引き違い戸 | ○ | × | |
| | | F I X | × | × | |
| | 網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB60mil(厚膜1.52ミリ)以下+フロート板ガラス6ミリ以下の合わせガラス | 引き違い戸 | ○ | × | |
| | | F I X | × | × | |
| フロート板ガラス3ミリ以下+PVB60mil(厚膜1.52ミリ)以下+型板ガラス4ミリ以下の合わせガラス | 引き違い戸 | ○ | × | | |
| | F I X | × | × | | |
| 5 ガラス入り扉 | ガラス部分の一部を破壊し、外部から開錠して開けられる場合 | | | ○ | |
| 6 シャッター | 軽 量 | 手動式 内部ロックされている 突出部分が7mm以下 | | ○ | |
| | | 手動式 水圧開錠付 | | ○ | |
| | | 電動式 非常電源付 | | ○ | |
| | 重 量 | 水圧開放方式 | | ○ | |
| | | 電動式 非常電源付 | | ○ | |
| 7 オーバースライダー | 手 動 式 | 水圧開錠付 | | ○ | |
| | 電 動 式 | 非常電源付 | | ○ | |

備考

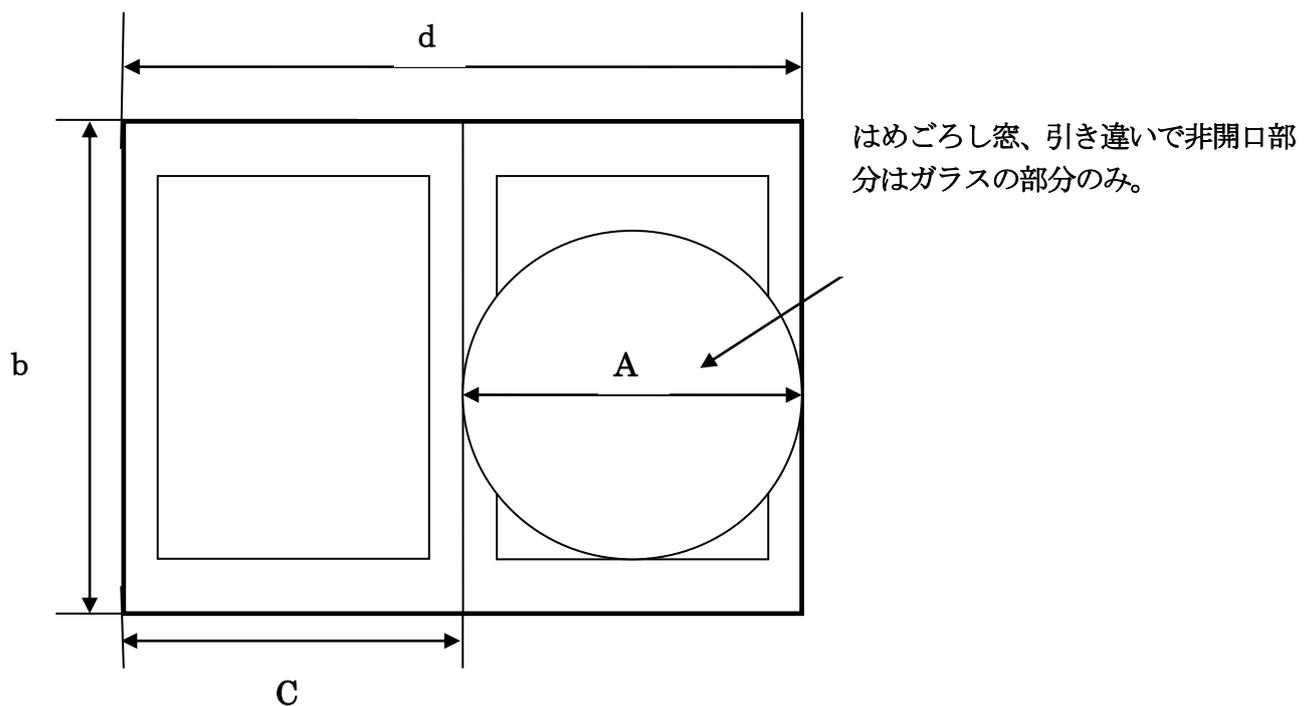
1 凡例 ○：開口部として取扱う

△：一部を破壊し、外部から開放できる部分を開口部として取扱う

×：開口部として取扱うことはできない

- 2 「足場有」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- 3 「引き違い戸」とは、片開き、両開きを含め、通常は、屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放できるもの。
- 4 合わせガラスとは、2枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものをいう。
- 5 PVBとは、工業用プラスチックフィルムのパリビニルピチラールをいう。
- 6 「FIX」とは、はめ殺しをいう。
- 7 飛散防止用のフィルムは、厚さ 0.15mm 以下のものは、開口部の算定に影響のないものとして取扱って差し支えないこと。
- 8 ペアガラス、二重サッシについては、内部ガラス及び外部ガラスそれぞれについて表ガラスの種類 1～3に適合すればよい。
- 9 開口部は、格子その他内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。

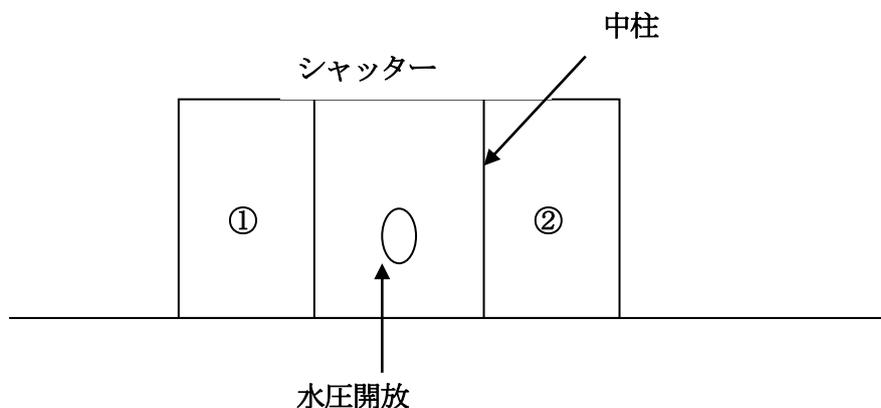
【引き違い戸の開口部の取扱い】



- 1 ○印 = $b \times d$
- 2 △印 = $b \times c$
- 3 Aは、1m 以上又は 50 cm以上の円が内接。ただし、次の場合は 50 cm以上の円と同等に扱う。
b=1.0m 以上（足場がある場合は 0.65m 以上）
c=0.45m 以上（足場がある場合は 0.40m 以上）

○水圧開放式シャッターの取扱いについて

屋内からは手動開放式で屋外からは水圧開放式シャッターについては、無窓階の判定において有効開口部として算定しているが、シャッターが3連等（中柱により区切られているシャッター）で一箇所のみ水圧式（中央のみ等）の場合、他の連続したシャッター部分（水圧式でない）は有効開口部としては算入しないこととする。あくまでも水圧開放式が付いているシャッターのみ有効開口部とする。



① ②は有効開口部としては算入しない。

○無窓階の判定について（平成22年1月18日）

無窓階の判定に関する審査は、基本的には開口部をすべて審査するものとする。

なお、軽量シャッターについても審査するが、「突出部分7mm以下」の確認が出来ない場合は、設計者に問い合わせ確認し有効開口部かどうか判定する。ただし、シャッター以外の開口部で無窓階にならない場合は、設計者、事務の負担軽減から、審査を省略することができる。（その際、審査表には不明と記入）7mm以下かどうかの確認をするときは、図面に記述してもらうか、シャッター会社等から7mm以下である仕様書等を添付してもらう。

○ハンガードアの取扱いについて（平成22年5月25日）

ハンガードア（布製で準不燃材料）について、容易に破壊できる（カッターなどで容易に切れる。足で蹴ったくらいでは破壊できない。）ものとして、有効な開口部として認める。

3 収容人員

○固定式のいすの解釈、運用について（収容人員の算定基準）（平成 18 年 7 月 25 日）

飲食店等の固定式のいす、カウンターの収容人員の算定方法について、次のとおり定める。

- 1 恒久的で常に一定で固定的に使用する場合は、「固定式いす」とみなす。
- 2 固定式いすがあっても、いす席が少ない等使用実態を考慮して、面積割することもできる。（実態に応じて判断する）
- 3 飲食店等における「掘りコタツ式」の場合の収容人員の算定について掘りコタツ式の客席部分の収容人員の算定は、実態に即した収容人員とするため、固定いす（長いす）扱いとし、幅 0.5m で 1 人と算定する。なお、掘りコタツ部分に蓋をして床として使用する場合は、算定結果の多い方を収容人員とする。

○収容人員の算定の運用について（平成 19 年 4 月 20 日）

収容人員の算定方法の運用を次のとおり定める。

- 1 地区集会場の収容人員の算定方法
地区集会場（利用者がその地域の住民に限定される場合のみ）は、則第 1 条の 3 の規定で算定した数が 300 人以上の場合で、同時に利用する地域の住民の数を超える場合は、使用形態を考慮し、次の算定により、当該住民のうち同時に利用する最大の数を収容人員とする。なお、防火対象物点検報告は免除しない。
会議以外に、葬儀、催物等に使用する場合は、当該地区の住民数を収容人員とする。
 - 2 則第 1 条の 3 集会場の収容人員の算定で、「その他の部分」は床面積を 0.5 m² で 1 人とするが、「その他の部分」とは、畳席、移動イス席部分、事務室以外の和室、実習室、図書室、集会室、寄席等の敷席等で、ステージ等は算入しない。（S52. 11. 16 国 218 参照）
 - 3 則第 1 条の 3 「客席の部分」とは、観客等が観覧の用に供する部分をいうが、そのうち通路部分は収容人員の算定から除く。
 - 4 則第 1 条の 3 集会場の収容人員の算定で「立見席を設ける部分」とは、イスを置かず、観客等が立って観覧等の用に供する部分をいうが、そのうち、いす席（固定式いす）の延長部分及び出入口の扉の回転部分は収容人員の算定部分から除く。
- ※ 上記 1 の「防火対象物点検報告は免除しない。」の解釈については次のとおりとする。
通常収容人員の算定方法（則第 1 条の 3）による人数をもって防火対象物点検報告は免除しないという意味ではなく、上記 1 で算定した収容人員が 300 人以上の場合に防火対象物点検報告は免除しないとするものである。
- ※ 地区住民のみが主に会議等で使用する場合は、「地区集会場の取扱いについて（通知）」（平成 29 年 6 月 22 日付け佐消予第 132 号予防課長通知）による。

4 防災規制

○防災対象物品の取扱いについて（平成27年12月4日）

次のとおり定める。

- 1 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものとする。
 - (1) 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で下げ丈が概ね1 m以上のもの
 - (2) 大きさが2 m²を超えるじゅうたん等
- 2 カーテンとのれん等の判断については、次のとおり取扱う。
 - (1) 窓に取り付けられているものについては、カーテンとして取扱う。
 - (2) トイレなどの出入口の目隠し的な使用は、のれんの取扱いに準じて判断する。
なお、カーテンを切つてのれんとして上記(1)のように使用する場合でものれんとして取扱うものとする。
 - (3) 上記(1)、(2)で判断できないときは、その都度、係内で検討し判断するものとする。

5 消防用設備等

○消火器の付加設置について（平成 19 年 12 月 21 日）

消火器の付加設置（電気設備・火気用設備・少量危険物）については、原則どおり設置を指導する。（重複設置する。）

○消火器の標識について（平成 27 年 10 月 7 日）

標識の色、大きさは、「消防用設備等の標識類の様式について」（昭和 44 年 10 月 20 日付け消防予第 238 号）のとおり、赤地に白文字で 8 cm×24cm 以上の大きさとする。

ただし、検査済証を交付した既存のものについては、違反とせず消防用設備等の交換時等に改修するよう指導する。

○多量の火気を使用する場所の消火器の付加設置について（平成 28 年 3 月 3 日）

多量の火気を使用する場所の床面積が広い場合、消火器の付加設置該当場所も同様の床面積となり、相当数の消火器の付加設置が必要になる場合がある。この場合、建物延べ面積に対して必要な能力単位より大きな数値となる場合が想定され、消火器の過剰設置となることが危惧される。

多量の火気を使用する場所の床面積が広い場合について、消火器付加設置の取扱いを次のとおり定める。

- 1 設備の発熱部分、電気部分等が格納された設備の据付面積（水平投影面積）を付加設置該当場所の床面積として算定する。
- 2 上記 1 の取扱いの対象となる設備は、発熱部分、電気部分等が設備容器内に格納されているものとし、露出した状態のものは含まないものとする。
- 3 上記 1 の例としてカントリーエレベーター、営農組合の乾燥所等の乾燥設備の設置室が広い場合、バーナー部分が格納されている容器部分の据付面積とする。乾燥機が複数台ある場合は、据付部分の合計面積とする。
- 4 この取扱いについては現場を確認し、火災予防上の危険性を考慮し最終的に判断する。
なお、能力単位の計算方法は、則第 6 条第 4 項、同条第 5 項のとおりとする。

○屋内消火栓設備の色について（平成 17 年 11 月 14 日）

屋内消火栓設備、パッケージ型消火設備の箱を、美観等の問題で壁の色と同じ色等に変更することは認める。（消火栓である旨の表示、赤色灯は基準どおりに設置する。）

○屋内消火栓設備の設置免除の運用について（平成 26 年 1 月 1 日）

主要構造部が不燃材料で造られている既存の体育館のギャラリー・キャットウォーク部分が、その直下階の屋内消火栓設備により当該部分に有効に放水できるときは、当該部分に屋内消火栓設備を設置しない事ができる。

○屋内消火栓設備の高架水槽の容量等について

湿式配管で補助用高架水槽を屋内消火栓設備に設置する場合、1 号消火栓、易操作性 1 号消火栓にあっては有効 0.5 m³以上、配管管径 40A 以上、2 号消火栓にあっては有効 0.3 m³以上、配管管径 25A 以上とする。

なお、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径 25A 以上の配管により自動的に給水でき

る装置を設けた場合はそれぞれを有効0.2 m³以上とすることができる。

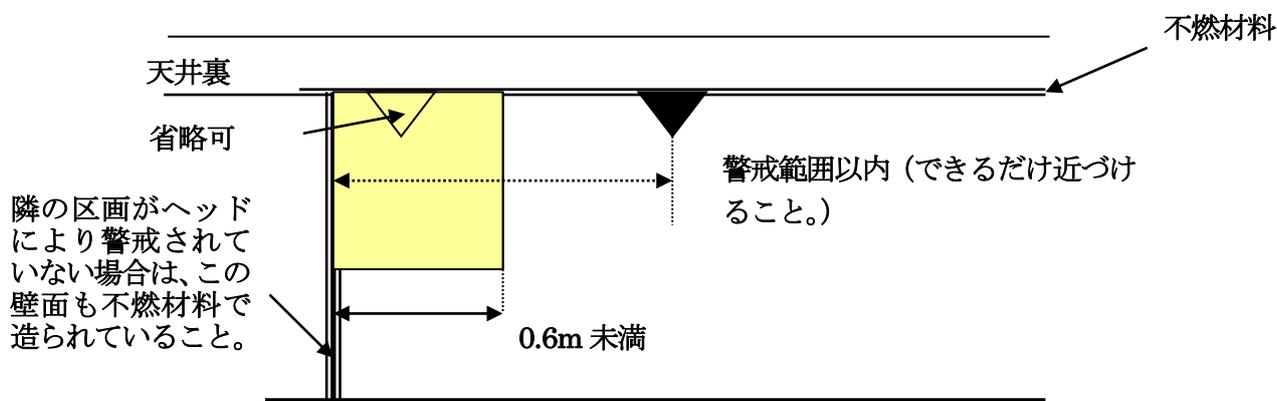
○スプリンクラー設備のヘッドを省略することができる部分の運用について（平成 20 年 1 月 5 日）

スプリンクラー設備のヘッドを設置しないことができる部分について、次のとおり定める。

ヘッドを設置しないことができる部分は、令第 13 条で定められているが、その他法令以外で設置しないことができる部分を定めたもの。

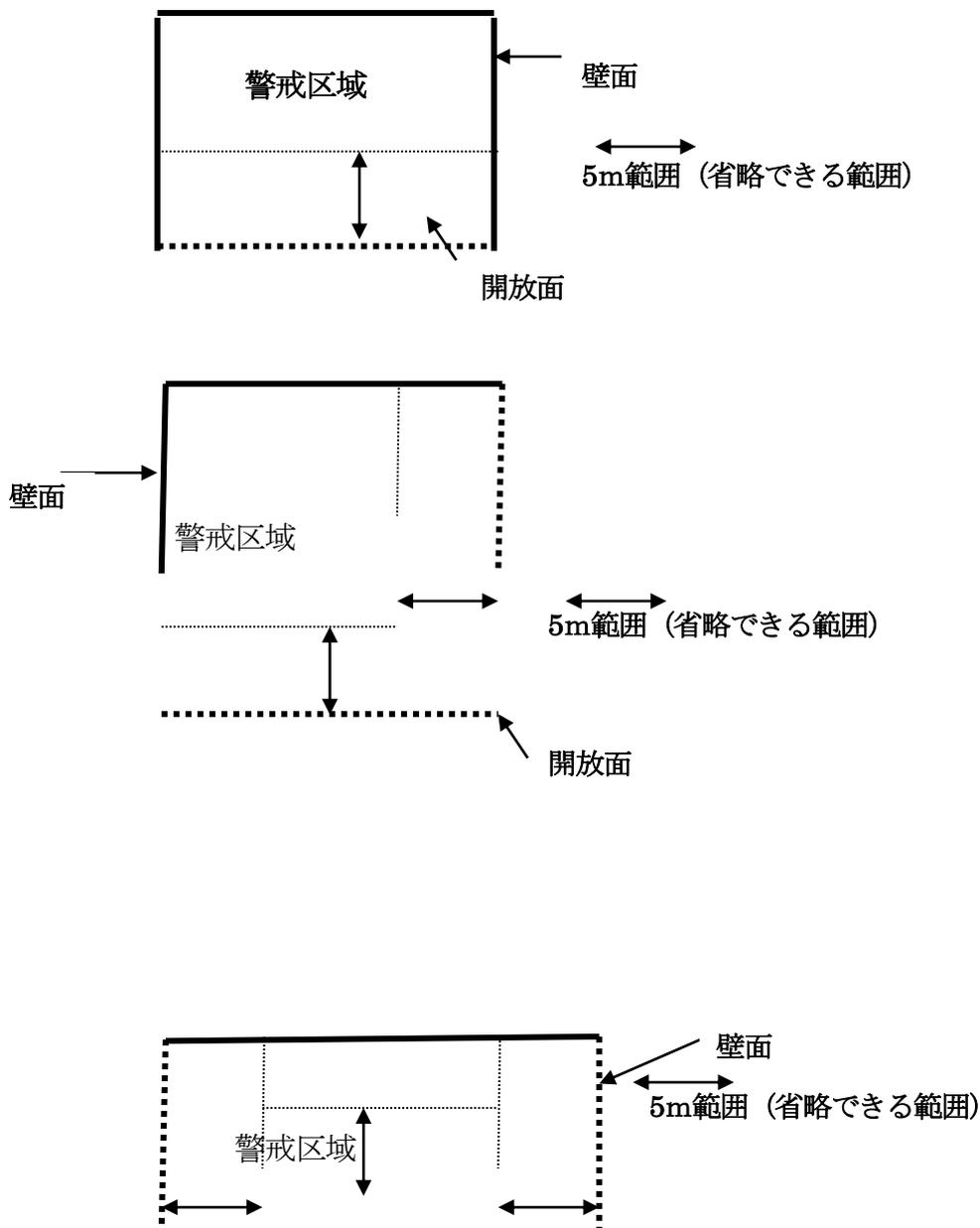
スプリンクラー設備のヘッドを設置しないことができる部分

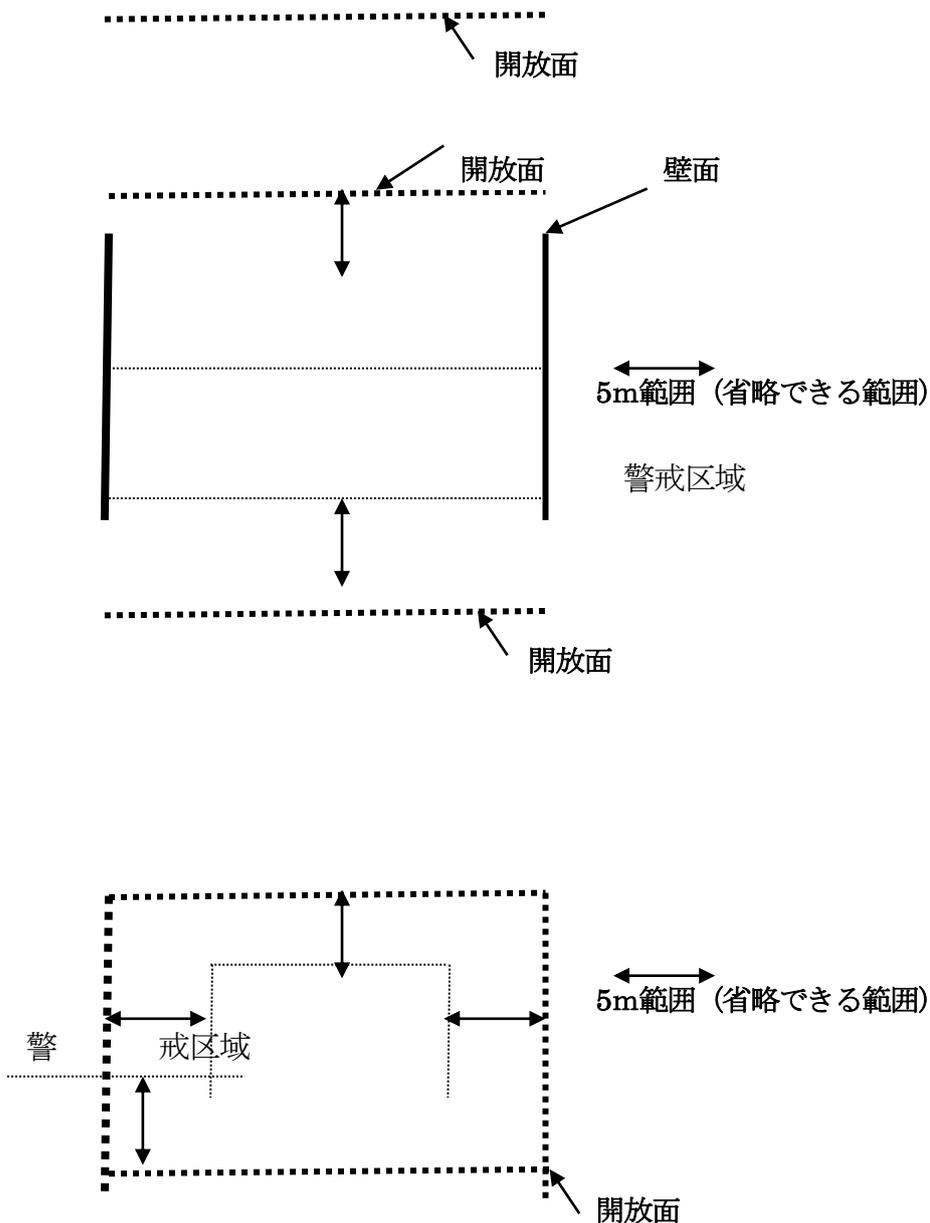
- 1 スプリンクラー設備のヘッド（閉鎖型）を設置しないことができる部分は、消防法施行規則第 13 条第 3 項各号に定めるほか、次の部分とする。
 - (1) 金庫室で、当該室内の可燃物品がキャビネットに格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けたもの。
 - (2) 不燃材料で造られた冷凍室、冷蔵室で、定温装置により異常時には、常時人のいる場所に警報を発せられるもの。
 - (3) プール及びプールサイド。
 - (4) 1.2 メートル以上の幅を有するダクト等とそれ以下のダクト及び配管等が混在している部分で、出火の危険性が低いと認められる当該 1.2 メートル以上の幅のダクト等の上部の天井面の部分。
 - (5) 厨房設備が設けられている部分で、自動で排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置により有効に警戒されている部分。
 - (6) カルテ庫、図書室、電磁気等により資料を保存する場所等。
 - (7) 令第 12 条第 2 項第 3 号の規定により、開口部に設置するヘッドは、令第 12 条第 2 項第 2 号に規定する水平距離内のヘッドにより代替できるものとする。
 - (8) 次に掲げる条件に全て適合する収納庫等（押入れ、クローゼット、物入れ及びショーウィンドウ等）で、当該収納庫の扉側に設けられたヘッドで有効に警戒されている部分。
 - ア 全面の扉等が火災により脱落する可燃物又は普通板ガラスでできていること。
 - イ 奥行きが 0.6 メートル未満であること。
 - ウ 当該部分の天井が不燃材料でできていること。
 - エ 照明器具、換気扇等がなく、出火の危険が少ないこと。



- 2 消防法施行規則第 13 条第 3 項各号に定めるスプリンクラー設備のヘッド（閉鎖型）を要しない部分は、次によること。
 - (1) 規則第 13 条第 3 項第 1 号に規定する「その他これらに類する場所」とは、便所に付随したスロップシンク（内部にトイレットペーパー等の可燃物を収容するものは設置すること。）、化粧室（個々の出力が 2k w を超える温風ヒーター等を設けるものは、設置すること。）をいう。
 - (2) 規則第 13 条第 3 項第 2 号に規定する「その他これらに類する室」とは、電話交換機室、電子計算機資料室、放送機器室、防災センター室等をいう。
 - (3) 規則第 13 条第 3 項第 3 号に規定する「その他これらに類する室」とは、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、特殊消火設備のボンベ室等をいう。

- (4) 規則第 13 条第 3 項第 4 号に規定する「その他これらに類する電気設備が設置されている場所」とは、蓄電池、充電装置、開閉器、電圧調整器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変圧器等が設置されている場所をいう。
- (5) 規則第 13 条第 3 項第 5 号に規定する「その他これらに類する部分」とは、給排気ダクト、パイプシャフト類、ダストシュート、メールシュート、ダムウエイターの昇降路等をいう。
- (6) 規則第 13 条第 3 項第 6 号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」とは、通常において外気が流通し、火災による熱がヘッド感知部分に達しにくい場所をいい、次によること。ただし、開放されている部分であっても、0.6m 以上の深さの梁等により有効に火災を感知することができる部分は、この限りでない。





(7) 規則第 13 条第 3 項第 7 号に規定する「その他これらに類する室」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 回復室、器材室、洗浄滅菌室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、蒸気を熱源とする洗浄消毒室、陣痛室、汚物室等
- イ 各種検査室とその準備室、採血室、天秤室、細菌培養室、血液保存室、解剖室等
- ウ 透析室に付随する準備室、診察室等
- エ バイオクリーン室、新生児室、授乳室、隔離室及び未熟児の観察室、医療機器を常置する通路部分等
- オ 製剤の無菌室、注射液製造室等
- カ 医療機器を備えた診察室及び理学療法室並びに霊安室（国通知）

(8) 規則第 13 条第 3 項第 8 号に規定する「レントゲン室等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 放射性物質に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵室
- イ 撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室、X 線テレビ室

○スプリンクラー設備について（平成 22 年 10 月 25 日）

玄関車寄せ等（ピロティ部分）のスプリンクラーヘッドについて開放面から 5 m 部分にあつては省略できる範囲であるが、それ以外の部分にあつては設置しなければならない。しかし、外気の流通等その他によりその設備に支障をきたす場合（凍結による誤作動等）にあつては、令第 32 条を適用し設置しないことができる。その場合、当該部分にあつては補助散水栓またはこれと同等以上の設備にて警戒しなければならない。当該部分にあつては火気取扱いをしない、可燃物を放置しないこと等を適用条件とする。

○特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用細部について（平成 21 年 11 月 9 日）

特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成 19 年 6 月 13 日付け消防予第 230 号）、「消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（平成 20 年 12 月 26 日付け消防予第 344 号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 131 号）により運用しているが、今般、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用細部について次のとおり定める。

1 既存の特定施設水道連結型スプリンクラー設備の事務処理について

平成 21 年 3 月 31 日以前に設置又は工事着手された特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、次により取り扱うこと。

- (1) 当該工事を実施した消防設備士から法第 17 条の 14 に準じて着工届出の提出を指導するとともに、当該防火対象物の関係者から法第 17 条の 3 の 2 に準じて設置届出書の提出を指導すること。
- (2) (1) により設置届出書が提出された場合、則第 31 条の 3 第 2 項に基づく検査を実施し、適合していると認めたときは当該防火対象物の関係者に対し、検査済証を交付するものとする。

2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置及び維持について

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置及び維持基準については、〔運用 1〕「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準」及び〔運用 2〕「乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準」によること。

3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に係る指導事項

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、水道法（昭和 23 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定した佐渡市指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工するものであること。
- (2) 消防設備士が指定給水装置工事事業者に対して、消防用設備等として必要な事項を指示する必要があることを周知するにあたって、別紙 2 の特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置フローを参照すること。
- (3) 給水装置所有者が、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置するにあたり、別紙様式「特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書」を正副 2 部提出し、1 部を受付後関係者へ返却する。

なお、承諾書受付後、写しを水道課へ送付するものとする。

4 その他

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の試験基準・点検要領については、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について（通知）」（平成 21 年 3 月 20 日付け消防予第 128 号）

及び「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」（平成 21 年消防予第 132 号）によること。

- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置については、財団法人日本消防設備安全センター認定品であること。
- (3) 本通知の取扱いについての疑義が生じた場合は、消防本部予防課予防係に協議し処理すること。

〔運用 1〕

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準

1 用語の定義

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が 1,000 m²未満に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラー設備に使用する配管が、水道の用に供する水管に連結されたものをいう。
- (2) 水道連結型ヘッドとは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和 44 年自治省令第 2 号）第 2 条第 1 号の 3 に規定する小区画型ヘッドのうち、配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備に使用されるヘッドをいう。
- (3) 補助水槽式加圧送水装置とは、加圧送水装置の基準（平成 9 年消防庁告示第 8 号）第 2 第 4 号に規定するポンプ方式の加圧送水装置で、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置に補助水槽を加えたものをいう。
- (4) 給水装置とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 9 号に規定する給水装置であって、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (5) 水道メーターとは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 12 条の 2 第 2 号に掲げる水道メーターであって、水道事業者が使用水量を計量するため、給水装置に設ける量水計をいう。

2 給水装置の構造・材質基準及び工事

- (1) 給水装置の構造・材質については、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条により、次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
 - イ 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - ウ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - エ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - オ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - カ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - キ 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (2) (1)の給水装置は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）に規定する性能の基準（以下「性能基準」という。）に適合すること。また、佐渡市給水装置標準仕様等を参考とする。性能基準に適合する給水装置は、水道事業者と協議するものとする。
- (3) 給水装置の設計及び工事は、佐渡市水道事業給水条例（平成 16 年 3 月 1 日条例第 294 号）第 10 条の規定により、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が施行する。

指定工事業業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

この場合において消防設備士は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準について必要な事項を指示する必要があること。

3 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式の例は、別表1を参照すること。

(1) 直結直圧方式

直結直圧方式とは、配水管から水圧で給水管の末端に設けられる給水用具まで直結給水する方式をいう。(別表1 No.1 参照)

(2) 直結増圧方式

直結増圧方式とは、給水管の途中に増圧給水設備(増圧ポンプ等)を設置し、給水管の圧力を当該増圧設備による増圧する次の給水方式をいう。

ア 増圧ポンプ等により給水管の末端に設けられる給水用具まで押し上げる方式を直送方式という。(別表1 No.2 参照)

イ 増圧ポンプ等により高所に置かれたタンクに給水し、当該タンクから給水管の末端に設けられる給水用具まで自然落下させる方式を高置タンク方式という。(別表1 No.3 参照)

(3) 受水槽方式

ア 受水槽方式とは、配水管から給水管を経た水を受水槽に貯留し、当該受水槽からポンプ等により給水する方式をいう。(別表1 No.4 からNo.6 まで参照)

イ 別表1、No.4 からNo.7 までに掲げる受水槽(補助水槽)の一次側で、給水装置と特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管を分岐し、当該受水槽以降の二次側を特定施設水道連結型スプリンクラー設備とした場合は、努めて次の4により加圧送水装置を設けること。

4 加圧送水装置

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる加圧送水装置は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第14条第1項第11号の2の規定によるほか、次によること。

(1) 加圧送水装置の基準(平成9年消防庁告示第8号)に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の補助水槽付加圧送水装置

ア 設置場所

(ア) 水源に連結する加圧送水装置の設置場所は、政令第11条第3項第2号ニの「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」に設けること。

(イ) 補助水槽付加圧送水装置を屋外に設ける場合は、不燃材料で造った取り外しが可能なカバー等により当該装置すべてを有効に覆うこと。

イ 機器

補助水槽付加圧送水装置を用いる場合は、加圧送水装置の基準(平成9年消防庁告示第8号)に適合する告示適合品を使用すること。

ウ 起動装置

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。(規則第14条第8号イ)

エ 補助水槽付加圧送水装置の電源は、常用電源回路の分電盤から専用とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものであること。

オ 耐震措置

(ア) 設置部分に作用する地震時の力を想定し、基礎ボルト等により固定するとともに、地震により発生する曲げ、せん断応力等に基礎部分も含め充分耐えうる措置とし、防振支持は、ずれ、飛び出し防止の措置を行うこと。

(イ) 配管と接続機器の接続箇所及び付属機器の固有振動を考慮するとともに、地盤、建物、機器等との相違変位が考えられる場所には、フレキシビリティを持たせること。

(1) 高架水槽を加圧送水装置として使用する場合

ア 地盤又は建築物の躯体等に強固に固定する等十分な耐震措置がされていること。

イ 耐火構造の水槽は、防火モルタル等による十分な止水処理がされていること。

ウ 鋼板製の水槽によるものは、有効な防食処理がされていること。

エ FRP 製の水槽によるものは、次のいずれかによる場合に限り設置できるものであること。

(ア) 政令第 11 条第 3 項第 2 号ニの「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」に設置するもの

(イ) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するもので、隣接する建築物又は工作物並びに当該水槽が設置された建築物等の開口部から 3m 以上の距離を有して（隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を有効に設置してある場合は、この限りでない。）設置するもので、当該水槽の周囲 3m の範囲に可燃物、車両等及び火気使用設備がないもの

オ 防虫網をつけ通気管を設けること。

カ 水槽を複数又は仕切って使用する場合は、前オの通気管を水槽ごとに設けること。ただし、水面上に水槽間を接続又は貫通する通気管を設けた場合は、この限りでない。

5 水源

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成を受水槽方式とした場合の水源の水量は、次によること。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち、水道連結型ヘッドを用いる場合は、1.2 m³以上とすること。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する防火対象物の壁及び天井（天井のない場合は、屋根。以下同じ）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げについて火災予防上支障がある場合（当該仕上げを準不燃材料以外の場合をいう。以下同じ）は、4（スプリンクラーヘッドの設置個数が 4 に満たない場合は、当該設置個数）に 0.6 m³を乗じて得た数とすること。この場合、スプリンクラーヘッドの設置個数は、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数をいう。

(2) 開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、1.2 m³以上とすること。

ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する防火対象物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障がある場合は、4（スプリンクラーヘッドの設置個数が 4 に満たない場合は、当該設置個数）に 0.6 m³を乗じて得た数とすること。この場合、スプリンクラーヘッドの設置個数は、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数をいう。

- (3) 放水型ヘッド等を用いる場合は規則第14条第2項及び放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第6号）によること。

6 スプリンクラーヘッド

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドの設置は次によること。

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドで小区画ヘッドのうち、水道連結型ヘッドを用いる場合は、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（当該個数が4以上の場合は、4）のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において放水圧力が0.02MPa、かつ、放水量が15ℓ/min以上（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては0.05MPaかつ、放水量が30ℓ/min以上）で、有効に放水できる性能を有すること。

なお、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4となる室等が複数ある場合は、水道メーターから最遠となる最大の放水区域で、有効に放水できる性能を有すること。

- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（当該個数が4以上の場合は、4）のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において放水圧力が0.02MPa（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては0.05MPa）以上で、かつ、放水量が15ℓ/min（及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあつては30ℓ/min）以上で、有効に放水できる性能を有すること。

なお、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4となる室等が複数ある場合は、水道メーターから最遠となる最大の放水区域で、有効に放水できる性能を有すること。

- (3) (1)及び(2)において、防火対象物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合以外であっても、放水区域におけるスプリンクラーヘッドの個数が4未満となる室がある場合は、有効に放水することができる機能を確保するため、水道メーターから最遠となるスプリンクラーヘッドからの放水圧力が0.05MPa以上、かつ、放水量が30ℓ/min以上の性能を有すること。

- (4) 放水型ヘッド等を用いる場合は省令第14条第2項及び放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第6号）によること。

7 配管等

- (1) 規則第14条第1項第10号ハに規定する消防庁長官が定める基準に適合するものは、次によること。

ア 配管は、規則第12条第1項第6号ニの規定に準じて設けること。（配管等告示第1号関係）

イ 管継手は、規則第12条第1項第6号ホの規定に準じて設けること。（配管等告示第2号関係）

ウ バルブ類は、規則第12条第1項第6号トの規定に準じて設けること。（配管等告示第3号関係）

エ アからウまでにかかわらず、配管、管継手及びバルブ類であっても、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。（配管告示第 4 号関係）

オ エにおいて難燃材料で造られた区画、間仕切り、天井等又は配管等を厚さ 50mm 以上のロックウールで被覆した場合は、火災時に熱を受けるおそれがある部分に該当しないこと。

(2) (1)、エの水道法第 16 条に規定する配管は、第 1-1 表の例による。

第 1-1 表

| 配 管 の 種 類 | 規 格 |
|----------------------|-----------------------|
| 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | JWWA K 116 (VA、VD) |
| 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | JWWA K 132 (PA、PD、PB) |
| 水道用耐熱硬質塩化ビニルライニング鋼管 | JWWA K 140 |
| フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | WSP 011 |
| フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管 | WSP 054 |
| 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 | JWWA K 116 (VB) |
| 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | JWWA K 132 (PB) |

(規格の記号等)

JWWA：日本水道協会、WSP：日本水道鋼管協会規格

VA、PA：外(一時防錆塗装)、内(硬質塩化ビニル、ポリエチレン)

VB、PB：外(亜鉛メッキ)、内(硬質塩化ビニル、ポリエチレン)

PB：外(亜鉛メッキ)、内(ポリエチレン)

(3) 配管の摩擦損失計算等

配管の摩擦損失計算等は、「配管の摩擦損失計算の基準（平成 20 年消防庁告示第 32 号）」によるほか、配管口径 75mm 未満の場合はウェストンの式とすることができる。

(4) 末端試験弁

末端試験弁の設置場所は次によること。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管末端には、末端試験弁を規則第 14 条第 1 項第 5 号の 2 に準じて設置すること。

ただし、次により、放水圧力及び放水量が測定できる装置（以下「試験装置」という。）を設ける場合にあつては、末端試験弁を設けないことができること。

ア 最大の放水区域となる場所（当該場所が 2 以上の場合は、水道メーターから最遠となる場所）に試験装置を設ける場合

(ア) 放水圧力が確認できる圧力計を設けること。

(イ) 当該放水区域の放水量が確認できるオリフィス等の試験用放水口を設けること。

イ ア以外の場所（以下「測定場所」という。）に試験装置を設ける場合

(ア) ア以外の場所における放水圧力を計算し、この計算結果から測定場所での圧力及び放水量を算定させ、その内容を確認すること。

(イ) (ア) による測定場所の放水圧力が確認できる圧力計を設けること。

(ウ) (ア) による測定場所の放水量が確認できるオリフィス等の試験用放水口を設けること。

8 制御弁

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成にかかわらず、設けないことができる。

なお、水道メーター以降の二次側配管に、当該設備作動後の放水停止措置として制御弁と同等の止水弁を設ける場合は、次によること。

- (1) 当該止水弁には、みだりに閉止できない措置が講じられていること。
- (2) 当該止水弁には、その直近の見やすい箇所に特定施設水道連結型スプリンクラー設備の放水を停止する弁である旨を表示をすること。

9 自動警報装置、送水口

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の構成に関らず、設けなことができる。

10 総合操作盤

加圧送水装置を設置する特定施設水道連結型スプリンクラー設備の総合操作盤は、規則第 14 条第 1 項第 12 号の規定により設けること。

11 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持

- (1) 次に掲げる特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項等について、関係者が使用する宿直室、事務室等の常時人がいる場所に表示すること。
 - ア 水道が断水したとき又は配水管の水圧が低下したときは、正常な効果が得られない旨の内容
 - イ 給水栓等からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事を行った指定給水装置工事事業者へ連絡する旨の事項
 - ウ その他維持管理上必要な事項
 - エ 水道事業者、指定給水装置工事事業者の連絡先
 - オ 管路変更及び内部配管の変更により圧力が低下した場合の消防機関に連絡する旨の内容
- (2) (1)ウによるその他維持管理上必要な事項としては、給水が停止した場合の対応として次に掲げる事項を表示すること。
 - ア 防火対象物を管轄する消防署への連絡
 - イ 夜間における宿直体制、巡回警備体制等の確保
 - ウ 火気設備、火気器具、たばこ等の裸火等の管理
 - エ 簡易消火用具、水バケツ等による消火水の確保

〔運用2〕

1 用語の定義

- (1) 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、火災時に感知器と連動する電動弁を設置するシステムを用いた特定施設水道連結型スプリンクラー設備で、日本消防検定協会において性能、機能等が評価された性能鑑定適合品（以下「鑑定品」という。）として、別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定評価結果」に示すものをいう。（図第1-1、図第1-1の2参照）
- (2) コンシールド型ヘッドとは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和44年自治省令第2号）に規定する閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下同じ。）に、金属製のカバーで覆われたコンシールド部を感知器として用い、火災時の熱によりコンシールド部が作動し、同時にコンシールド部に設けられたスイッチから作動信号を発する機能を有するものをいう。
- (3) 電磁弁とは、水源等からスプリンクラーヘッドに至る配管に設けられ、通常は当該電動弁の2次側配管の水を排水し、火災時は電動弁制御盤からの作動信号により、電動弁の二次側配管内に水を充水する機能を有するものをいう。
- (4) 電動弁制御盤とは、コンシールド型ヘッドの作動信号を受信し、又は消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第21条の規定する自動火災報知設備の作動信号を受信し、当該信号を電動弁に送信する機能の他、乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の信号回路に異常が発生した場合表示又は音響により周知する機能を有するものをいう。

2 工事、着工届及び設置届出関係

- (1) 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の工事については、消防法第17条の5の規定に準じて甲種第1類の消防設備士が、工事又は工事監督を行うよう指導すること。ただし、当該設備は水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するため、水道法の規定に基づく指定給水装置工事事業者に対し、消防設備士が消防用設備として必要な事項を指示する必要がある旨合わせて指導すること。
- (2) 現に工事中のものを含め、乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、消防法第17条の14に定める着工届出書の提出を求めること。この場合、当該届出書の添付図書は、「防火対象物の概要表」、「設備の概要表」、「平面図及び断面図（居室等の天井構造が立体的なものなど、ヘッド、配管等の状況を明記すること。）」、「配管系統図（水道本管分岐点以降を記載するとともに、配管摩擦損失計算書の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁等及び使用材料を明記すること。）」、「配線系統図及び展開図（作動順序を示す接続状況、連動の系統等、信号系統を明記した図書を添付すること。）」、「仕様書及び計算書」、「使用機器図（加圧送水装置（ブースターポンプを含む。）、起動装置、ヘッド等使用する機器の詳細を明記すること。）」とすること。
- (3) 設置届出関係については、現に設置されたものを含め乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、消防法第17条の3の2の規定に定める設置届出書の提出を求めること。この場合、当該届出の添付図書は、前記(2)を参考とすること。
- (4) 試験基準は、別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定評価結果」添付資料1に示す試験基準によること。
- (5) 設置届出書に添付する試験結果報告書は、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第4号）によること。

3 検査、維持・管理関係

- (1) 前記2(3)による消防用設備等の設置届出書がなされたものは、規則第31条の3第2項に定める検査を実施し、同条第4項に規定する検査済証を交付するものとする。その場合、消防用設備等検査済証の消防用設備等の種類の欄には「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」と記載すること。
 - (2) 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持・管理のうち、定期点検については、消防法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果の報告を求めるほか、申請者に次の内容を指導すること。
 - ア 点検は、第1類の消防設備士又は第1種消防設備点検資格者が行うこと。
 - イ 点検基準及び点検要領は、別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定評価結果」添付資料2及び添付資料3によること。
- 4 その他
- 鑑定品の性能評価に係る内容については、別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定評価結果」を確認すること。
- 5 技術上の基準
- (1) 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備は政令第12条第2項第4号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等の性能を有するものとして取り扱うものとする。
 - (2) 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準は、これによるほか、〔別紙1〕特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準を準用すること。
 - (3) スプリンクラーヘッドの取り付け高さ
コンシールド型ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下「スプリンクラーヘッド」という。）は、床面から天井又は小屋裏の室内に面する部分までの取り付け高さが3m未満となるように設けること。
 - (4) 感知部と連動弁の連動方式及び内装仕上げ
別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定評価結果」に示す各社試験基準によること。
 - (5) 電動弁の2次側配管乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の電動弁の2次側配管は、次により設けること。

なお、電動弁が2以上ある場合は、それぞれの電動弁が設置される系統ごとに設けること。

 - ア 電動弁の2次側の配管口径、配管長、配管に接続されるスプリンクラーヘッドの個数は、第1-2図の例によること。
 - イ 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の電動弁の2次側に設けられた配管の容量は、次の（ア）から（ウ）までにより設けること。
 - (ア) 第1-1表に示す電動弁2次側配管の容量の最大値以下の数値となるように設けること。
 - (イ) 配管の容量の最大値が30ℓを超え、36ℓ以下の場合、最速となるスプリンクラーヘッドからの放水圧力が0.178MPa以上で、かつ、放水量が40ℓ/minで有効に放水できる性能を有していれば、電動弁2次側の配管の容量の最大値は、第1-1表中の流量を40ℓ/minとした場合における配管種別ごとの電動弁2次側配管の容量の最大値以下とすることができる。

- (ウ) 電動弁の2次側配管を枝分岐（一の配管にすべてのスプリンクラーヘッドを直列に設ける以外の場合をいう。）する場合は、電動弁から最遠となるスプリンクラーヘッドまでの配管容量の合計を、第1-1表の数値の1/2以下となるように設けること。
- ウ 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の電動弁から最遠となるスプリンクラーヘッドまでの配管の長さは、第1-2表に示す電動弁から最遠となるスプリンクラーヘッドまでの配管長の最大値以下の数値となるよう設けること。
- エ ア及びイに基づく電動弁の2次側に設けられた配管の容量は、配管の容量計算書を提出させて確認すること。

第1-1表

| 配管種別 | 流量 (ℓ/min) | 30 | | 40 | |
|-------------------------------------|------------|------|------|------|------|
| | 配管口径 (A) | 20 | 25 | 20 | 25 |
| 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 116) | 容量の最大値 (ℓ) | 25.5 | 30.0 | 33.0 | 36.0 |
| 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741 又は JIS K 6742) | 容量の最大値 (ℓ) | 27.5 | 30.0 | 36.0 | 36.0 |

第1-2表

| 配管種別 | 配管の容量が30ℓ以下の場合 | 配管の容量が30ℓを超え、36ℓ以下の場合 |
|-------------------------------------|----------------|-----------------------|
| 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 116) | 31.5m | 37.8m |
| 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741 又は JIS K 6742) | 25.0m | 30.1m |

(6) スプリンクラーヘッド

ア 5、(4)、アにより閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合

最大の放水区域に設置される閉鎖型スプリンクラーヘッドの個数（当該個数が4以上の場合は、4）の閉鎖型スプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が30ℓ/min以上で有効に放水できる性能を有すること。なお、最大の放水区域に設置される閉鎖型スプリンクラーヘッドの個数が4以上となる室等が複数ある場合は、水道メーターから最遠となる最大の放水区域で、有効に放水できる性能を有すること。

イ 5、(4)、イによりスプリンクラーヘッドを用いる場合

(ア) 最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（当該個数が4以上の場合は、4）のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において放水圧力が0.025MPa以上で、かつ、放水量が15ℓ/min以上で有効に放水できる性能を有すること。

なお、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4以上となる室等が複数ある場合は、水道メーターから最遠となる最大の放水区域で、有効に放水できる性能を有すること。

(イ) (ア)の最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数が4に満たない場合は、水道メーターから最遠となるスプリンクラーヘッドからの放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が30ℓ/min以上で有効に放水できる性能を有すること。

(7) 電動弁

- ア 電動弁の設置場所は、室内の壁に面する部分等点検が容易な場所に設けること。
なお、屋外に設ける場合は、防水性を有する不燃材料で覆う等、火災、雨水等による影響を受けるおそれのない措置を講じること。
- イ 電動弁をパイプシャフト等に設ける場合は、点検口を設けるとともに、当該パイプシャフト等の扉に電動弁が設置されている旨を表示すること。
- ウ 電動弁は、常時電源が供給されていること。
- エ 電動弁は、停電時等の緊急時に手動で開放できる操作空間を確保するとともに、操作方法を示すシール等を貼付すること。

(8) 電動弁制御盤

- ア 電動弁制御盤は、関係者が使用する宿直室、事務室等の常時人がいる場所に設けること。
- イ 電動弁制御盤は、その直近に表示内容、操作方法及び点検等によりやむを得ない場合を除き、常時通電しておくこと。

(9) 試験装置

- ア 試験装置は、水道メーターから最遠となる配管部分に末端試験弁、テスト弁等を設けること。
- イ 電動弁の2次側配管の任意の場所にテスト弁及び圧力計を設け、当該部分において最大の放水区域となるスプリンクラーヘッドの性能及び水道メーターから最遠となるスプリンクラーヘッドの性能が、次の(ア)から(ウ)までに掲げる資料により確認できる場合は、水道メーターから最遠となる配管部分に末端試験弁、テスト弁等を設けないことができる。

なお、電動弁が2以上ある場合は、それぞれの電動弁が設けられる系統ごとに資料を提出させ確認すること。

- (ア) 最大の放水区域におけるスプリンクラーヘッドの性能を算定した配管等の摩擦損失計算書
- (イ) 水道メーターから最遠となるスプリンクラーヘッドの性能を計算した配管等の摩擦損失計算書
- (ウ) (ア) 及び (イ) の配管等の摩擦損失計算書から、電動弁の2次側のテスト弁における放水量及び放水圧力を算定した計算書

(10) 電源及び配線

- ア 常用電源
コンシールド型ヘッド及び電動弁に電源を供給する電動弁制御盤は、常用電源回路の分電盤から専用とし、他の回路の故障による影響を受けるおそれのないものであること。
- イ 非常電源
停電時には、電動制御盤に乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備を有効に10分以上作動させるため、電動弁を動作できる容量の予備電源等を設けることが望ましいこと。
- ウ 配線

コンシールド型ヘッド、電動弁及び電動弁制御盤を接続する操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定を準用すること。また、上記イの非常電源を設置するときは、非常電源回路の配線は、耐火配線とすること。

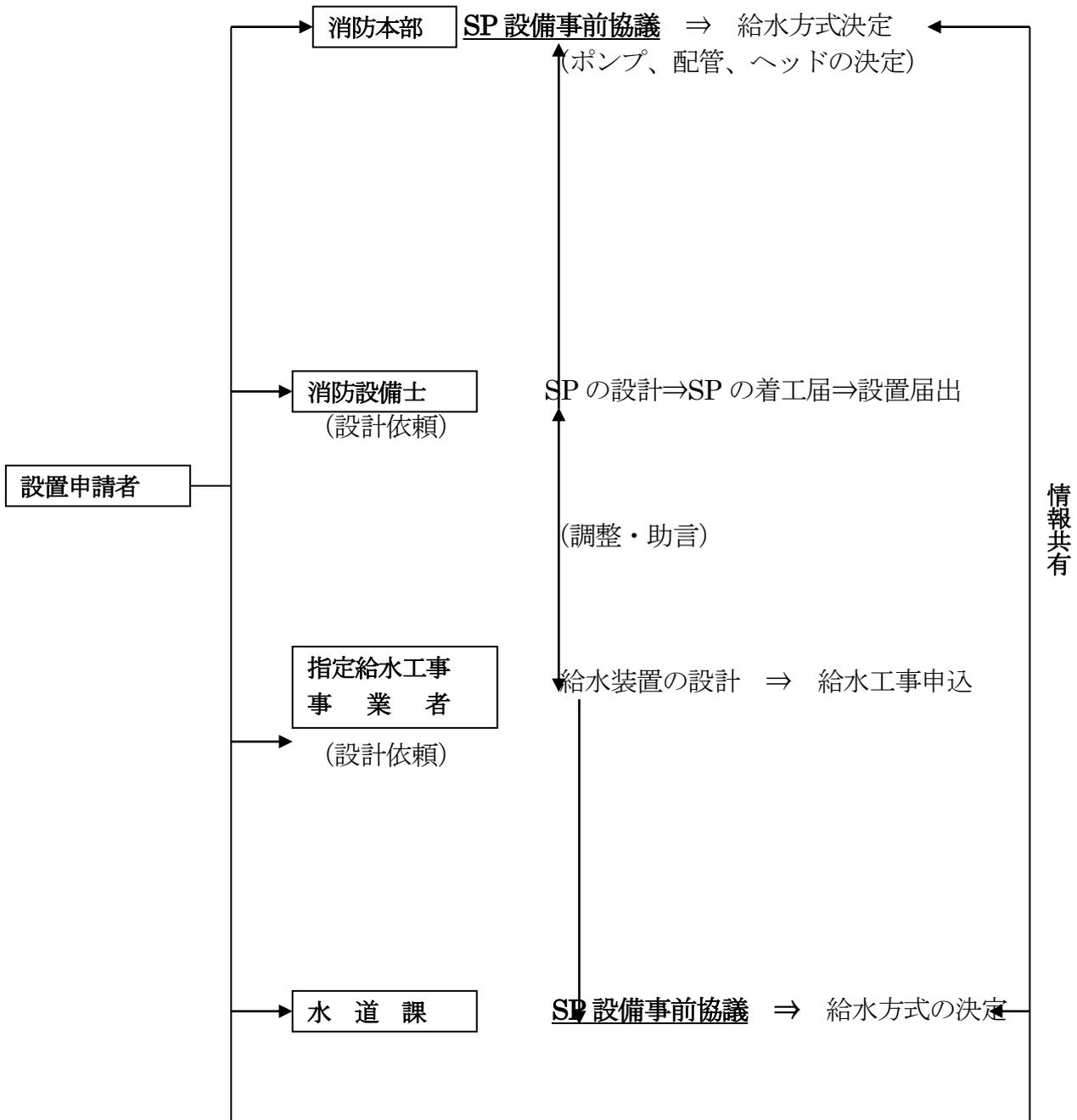
(11) 乾式特定施設水道連結型スプリンクラー設備の試験

別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定評価結果」に掲げる総合試験のうち、配管容量の確保を事前に行った場合においては、次の事項を設置届出に添付する試験結果報告書の備考欄に記載することで、確認できるものとする。

なお、電動弁が2以上ある場合は、それぞれの電動弁が設けられる系統ごとに確認すること。

- (ア) 試験を行った者の氏名
- (イ) 試験実施日
- (ウ) 放水に要する時間

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置フロー



特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書

佐渡市長 様

年 月 日

| | | |
|-----------------------|-----------|---|
| 申 込 者 (給水装置所有者) | 住 所 | |
| | 氏 名 | ⑩ |
| | 電 話 番 号 | |
| 給水装置設置場所 | 住 所 | |
| | 会 社 名 | |
| 消 防 設 備 士 | 設 備 士 氏 名 | |
| | 電 話 番 号 | |
| 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 | 会 社 名 | |
| | 担 当 者 | |
| | 電 話 番 号 | |

消防法令に定める特定施設に、水道法の適用を受ける特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記条件を承諾します。

記

- 1 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設計は、消防法令に規定された消防設備士の指導の下に、佐渡市指定給水装置工事事業者が施工すること。また、事前に所轄消防署と協議すること。
- 2 水道の断水や水圧低下（制限給水、水道管破損事故、水道施設の工事等）及び当該地域の水圧により、当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない状況が生じても、佐渡市水道課は一切責任を負わないこと。
- 3 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備が誤作動（火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等）した場合、佐渡市は一切責任を負わないこと。
- 4 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等からの通水状態に異常があった場合は、佐渡市指定給水装置工事事業者に連絡し処理すること。
- 5 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすい箇所に表示し、関係者に周知すること。
- 6 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備は消防法令適合品であるとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- 7 当該特定施設水道連結型スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合又は所有者を変更する場合は、当該設備は上記事項について相手方に十分説明し了解を得ること。

(省略)

別表 特定施設水道連結型スプリンクラーの給水方式

図第1-1、図第1-1の2

別添「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）の性能鑑定評価結果」

〔別紙1〕特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準

○パッケージ型消火設備の非常電源について（平成 17 年 9 月 7 日）

パッケージ型消火設備の非常電源については、特段の基準はない。

常用電源を、専用回路にすればよい。また、配線については普通配線でよい。

非常電源内蔵型（屋外式で太陽電池のバッテリーが内蔵されているのがあるようである）の機種を設置する場合は、パッケージ型消火設備の概要表に記入すればよい。

○屋外消火栓設備の取扱いについて（平成 19 年 12 月 21 日）

屋外消火栓設備は令第 19 条の規定により設置するが、基準どおり設置後、建物を増築したことにより、本来建物の外壁等（屋外）に設置されている屋外消火栓（箱）が屋内に配置されることになった場合、原則的には屋外消火栓（箱）を屋外へ移動し、水平距離が 40m 以下となるよう配置しなければならない。

しかし、次の条件全てに該当する場合、既設の位置で運用してもよいこととする。

- 1 建築物の各部分から 1 のホース接続口までの水平距離、増築部分を含め 40m 以下とすること。
- 2 屋内消火栓とは違いホース口径が大きく、屋内での放水操作、ホース展張に操作空間がより以上必要であるので、消火栓周辺には十分な操作空間を確保し、その操作空間部分の床等に線引き等明示し、物品等を存置しない。
- 3 上記 2 の操作空間から、ホース延長が容易にできるよう、十分な幅員の通路等が通じていること。

○窒素ガス、ハロンガス等不活性ガス消火設備について（平成 21 年 9 月 1 日）

排出設備は、機械排出（ポータブル排出機を含む。）とし、おおむね 60 分以内に安全な場所へ排出できるものとする。

○特定複合用途防火対象物における自動火災報知設備の取扱いについて（平成 17 年 9 月 16 日）

平成 14 年 8 月 2 日に公布された「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 14 年政令第 274 号）により、令別表第一（16）項イに掲げる防火対象物に係る自動火災報知設備の設置対象範囲が、延べ面積が 300 m²以上のものに拡大され、特定一階段防火対象物が新たに自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物として追加された。

本改正に伴い、当該自動火災報知設備の設置については、「複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱いについて」（平成 14 年 12 月 17 日付け消防予第 595 号。以下「595 号通知」という。）により、令第 32 条の適用を運用している。

本改正に伴う 595 号通知のほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況等から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められるものとして、自動火災報知設備を設置しなくともよいと考えられる令別表第一 1 (16) 項イに掲げる防火対象物について、次のとおり定める。

- 1 延べ面積が 300 m²以上の令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる条件に該当する場合は、既存の防火対象物で一般住宅等が存する特定複合用途防火対象物に限り、令第 32 条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。
 - (1) 防火対象物の延べ面積が、500 m²以上でも、令別表第一 (1) 項から(4)項まで、(5) 項のイ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分の床面積の合計が 150 m²未満である場合は、設置をしないことができる。

ただし、特定用途以外の部分の床面積が、自動火災報知設備の設置基準以上の面積の場合は除く。

(2) 特定用途に供される部分が、次のアからウに掲げる条件のすべてに適合すること。

ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。ただし、特定用途に供される部分が2階にある場合、当該部分から2方向以上の異なった経路により避難階又は地上へ避難できること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。ただし、特定用途部分に、不特定多数の者が利用しない部分（商品倉庫、事務室、従業員休憩室等）が存する場合は、当該部分を特定用途部分の面積に算入しないことができる。

ただし、当該防火対象物の管理権原者は同一人であることとする。

ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

2 1に掲げるもののほか、防火対象物の適用範囲にあっては、595号通知を適用し運用するものとする。

3 令第32条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しないこととされた防火対象物であっても、一般住宅部分には、条例の規定により住宅用火災警報器を設置すること。なお、住宅用火災警報器を設置する場合は、設置が必要な寝室、階段等はもちろん、台所及びその他の居室等にも設置するよう指導するものとする。

4 その他

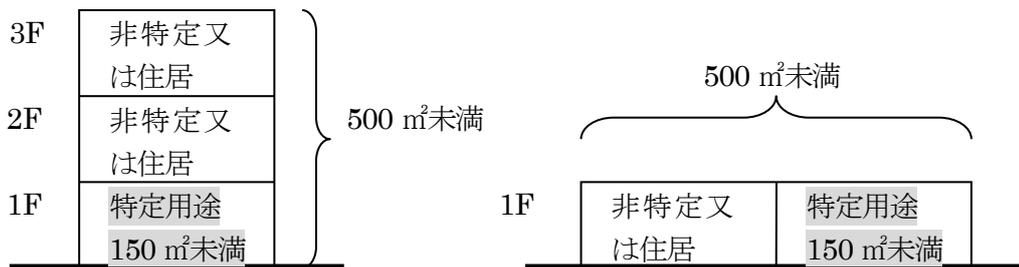
(1) 上記1の運用は、現に存する防火対象物で、一般住宅等が存する特定複合用途防火対象物のみ適用するものとし、運用日以降に、新築又は増築、改築等により当該通知に該当しなくなった場合の防火対象物については適用しない。

(2) 既存防火対象物における上記1及び2の適用については、経済的負担及び構造等による困難性が大きいことから、当該防火対象物の関係者に対して、事前に十分な説示をしておくこと。

改正(16)イ 自動火災報知設備の特例基準の適用範囲について

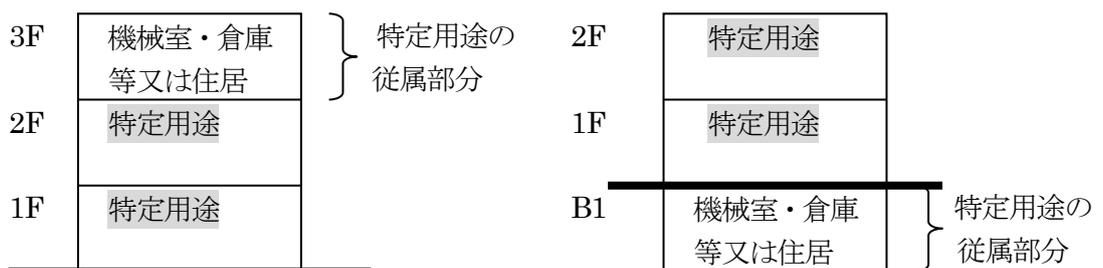
- 自動火災報知設備の設置対象の拡大（平成 15 年 10 月 1 日施行） 消防予第 595 号
- 1 令別表第一（16）項イ（特定複合用途防火対象物）に掲げる防火対象物で延べ面積が 300㎡以上のもの。
 - 2 令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が地階又は3階以上の階に存する防火対象物で、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2（屋外階段の場合は、1）以上設けられていないもの。（延べ面積及び特定用途部分の面積に関係なく設置が必要）
- ※ 既存の対象物については平成 17 年 10 月 1 日までに設置しなければならない。
- 国が令第 32 条を適用する場合の参考として示した特例基準の適用範囲（新築及び既存に適用）
- 1 改正（16）項イの特例（(1)及び(2)）に掲げる条件に該当
 - (1) 防火対象物の延べ面積は、500㎡未満であること。
 - (2) 特定用途に供される部分が、次のアからウに掲げるすべての条件に適合すること。
 - ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
 - イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。
 - ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

[例示] 全体の延べ面積が 500㎡未満で特定用途部分 150㎡未満（避難階及び普通階が条件）



- 2 地階又は3階以上に特定用途が存する1階段対象物
 - (1) 地階又は3階以上の部分が次に掲げる条件のいずれかに該当する場合。
 - ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の出入がない。
 - イ 特定用途以外の用途で、主たる特定用途の従属的な部分である。
 - ウ 一般住宅の用途に供される部分である。

[例示] 1階段対象物（地階又は3階以上が1階段しかない。）の特例



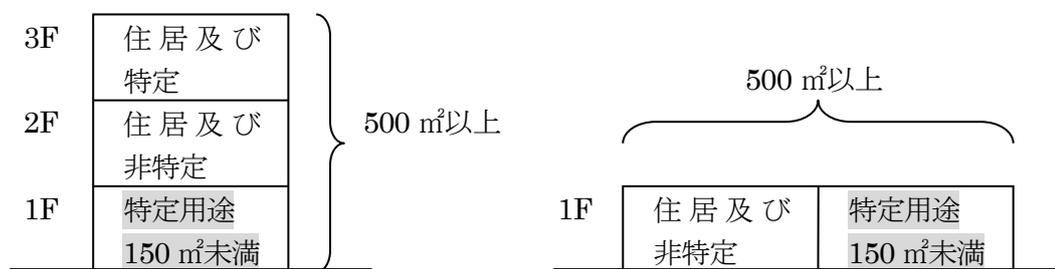
○ 国が参考として示した特例基準の適用範囲に佐渡市消防本部として次の特例基準を追加し運用する。(既存の対象物に限る)

1 延べ面積が300平方メートル以上の令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる条件に該当する場合は、既存の防火対象物で一般住宅等が存する特定複合用途防火対象物に限り、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。(普通階が条件)

(1) 防火対象物の延べ面積が、500平方メートル以上でも、令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項のイ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途(以下「特定用途」という。)に供される部分の床面積の合計が150㎡未満である場合は、設置をしないことができる。

ただし、特定用途以外の部分の床面積が、自動火災報知設備の設置基準以上の面積の場合は除く。

[例示] 全体の延べ面積が500㎡以上で特定用途部分150㎡未満(避難階が条件)



- ※ 非特定用途部分の面積が自火報設置基準以上の場合は特例に該当しない。
- ※ 単一の非特定用途部分の面積によっては単項の用途になる場合があるので注意。

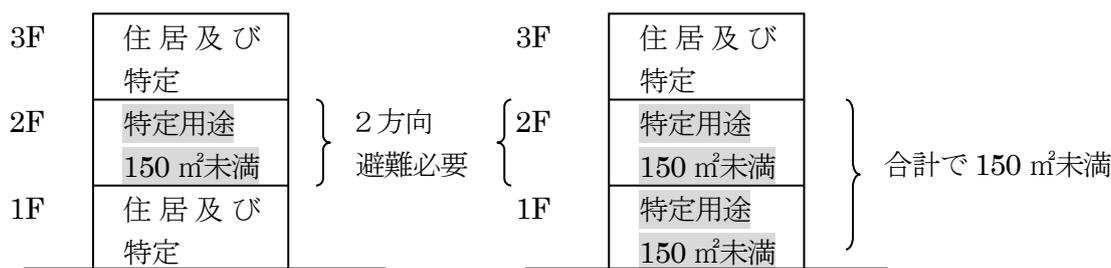
(2) 特定用途に供される部分が、次のアからウに掲げる条件のすべてに適合すること。

ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
ただし、特定用途に供される部分が2階にある場合、当該部分から2方向以上の異なった経路により避難階又は地上へ避難できること。

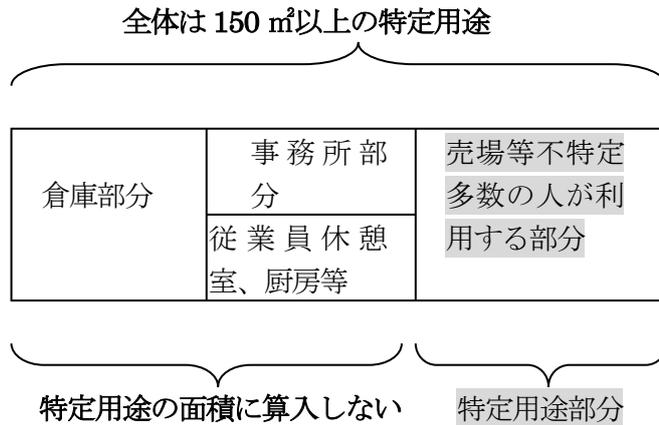
イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。
ただし、特定用途部分に、不特定多数の者が利用しない部分(商品倉庫、事務室、従業員休憩室等)が存する場合は、当該部分を特定用途部分の面積に算入しないことができる。
ただし、当該防火対象物の管理権原者は同一人であることとする。

ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

[例示] 特定用途部分(150㎡未満)が2階部分にもある場合は2階は2方向避難が条件



[例示] 特定用途部分の面積算定の特例



※ 全体では 150 m²を超えるが、不特定多数の人が利用する部分のみを特定用途部分とする。

2 1に掲げるもののほか、防火対象物の適用範囲にあつては、595号通知を適用し運用するものとする。

国が令第32条を適用する場合の参考として示した特例基準（既存及び新築等）

3 令第32条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しないこととされた防火対象物であっても、一般住宅部分には、条例の規定により住宅用火災警報器を設置すること。なお、住宅用火災警報器を設置する場合は、設置が必要な寝室、階段等はもちろん、台所及びその他の居室等にも設置するよう指導するものとする。

4 その他

- (1) この通知は、平成17年10月1日から運用する。
- (2) 上記1の運用は、現に存する防火対象物で、一般住宅等が存する特定複合用途防火対象物にのみ適用するものとし、運用日以降に、新築又は増築、改築等により当該通知に該当しなくなった場合の防火対象物については適用しない。
- (3) 既存防火対象物における上記1及び2の適用については、経済的負担及び構造等による困難性が大きいことから、当該防火対象物の関係者に対して、事前に十分な説示をしておくこと。
- (4) 当分の間、当該通知に係る運用は、予防課と協議し運用するものとする。

○自動火災報知設備の受信機及び感知器を省略することができる部分の運用について（平成20年1月5日）

次のとおり定める。

1 自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる部分

感知器を設置しないことができる部分は、令第21条及び則第23条で定められているが、その他法令以外で設置しないことができる部分を定めたもの。なお、便所については、以前からの運用で「便座に暖房便座付、温水洗浄乾燥器等のヒーター、暖房機器等で、個々の機器の電気出力が2kw未満の場合は感知器の設置を要しない」運用をしていたが「ヒーターを内蔵した機器、設備が設置されている場合は、感知器の設置を指導」（原則便座ヒーターの便所は設置指導）に変更するものとする。（別紙第1）

2 自動火災報知設備の受信機を設置しないことができる部分

同一敷地内で2以上の防火対象物がある場合、条件により受信機1台で一括警戒できる運用（別紙第2）

○改正（平成23年12月15日）

自動火災報知設備の感知器を省略することができる部分の運用については、「自動火災報知設備の受信機、感知器及びスプリンクラー設備のヘッドを省略することができる部分の運用について（通知）」（平成20年1月5日付け佐消予第1291号）で運用しているが、次のとおり感知器を設置しないことができる部分を追加する。

1 第1自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる部分1（2）③に次を追加する。

なお、増改築等により、消防法上の運用として建物全体が耐火建築物又準耐火建築物以外の建築物となった場合も、前段の部分については同様の取扱いとする。

2 第1自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる部分（12）の次に、次の（13）を追加する。

（13）長さが10m未満の廊下（10m未満ごとに防火戸又は垂れ壁を設けても免除にならない。）

○改正（平成26年9月26日）

「自動火災報知設備の受信機、感知器及びスプリンクラー設備のヘッドを省略することができる部分の運用について（通知）（平成20年1月5日付け佐消予第1291号）」により、ヒーターを内蔵した機器等が設置されている便所は、自動火災報知設備の感知器の設置を指導しているが、既存建物における便所の感知器の設置時期については、次のとおり変更する。

1 自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる部分1（9）を次のとおり改正する。
（9）浴室、便所

便所にヒーターを内蔵した機器、設備が設置されている場合は、感知器の設置を指導する。また、便所に付随した洗面所に温水器、ガラス曇り防止機器等のヒーターを設置した場合も同様とする。

既存建物における便所の感知器の設置時期については、当該部分の改修工事等に合わせて指導するものとし、立入検査等においても消防法令違反ではなく指導事項として処理するものとする。

○改正（平成30年7月3日）

「自動火災報知設備の受信機、感知器及びスプリンクラー設備のヘッドを省略することができる部分の運用について（通知）（平成20年1月5日付け佐消予第1291号）」により、同一敷地内に複数の独立した防火対象物がある場合、各棟に受信機を設置しないことができる

部分を通知しているが、「平成 30 年 3 月 7 日付け、佐消予第 519 号」との整合性を図るため、次のとおり追加・変更する。

1 第 2 自動火災報知設備の受信機を設置しないことができる部分 1 を次のとおり改正する。

(4)、2 の追加

(4)受信機を設置する防火対象物以外の防火対象物に副受信機を設置する。を 1 に追加し、文書の体裁を整えた。

また、2 検査済証は建物毎に交付し、床面積、延べ面積は各建物の面積とする。を追加した。

第1 自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる部分

1 自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる部分は、消防法施行令第21条及び同規則23条に定めるほか、次の部分とする。

(1) 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火源となる設備や物資がなく、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号に掲げるもの。

- ① 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備や水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの。
- ② 屋内プールの水槽部分、プールサイド部分（売店の附属部分は除く。）及び屋内アイススケート場のスケートリンク（滑走部分に限る。）の上部の部分。
- ③ 抄紙工場、清涼飲料等の工場で、洗びん、充てん場の部分
- ④ 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分

(2) 次の各号のいずれかに該当する場所

- ① 金庫室（銀行等の金庫で、貸金庫、ロッカールーム等は含まない。）で、その開口部に甲種防火戸又はこれと同等以上のものを設けているもの。
- ② 恒温室、冷蔵室等（ユニット型を含む。）で当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置を設けてあるもの。
- ③ 耐火構造とした建築物又は準耐火建築物（建基法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物）の天井、小屋裏等で不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分
なお、増改築等により、消防法上の運用として建物全体が耐火建築物又準耐火建築物以外の建築物となった場合も、前段の部分については同様の取扱いとする。

(3) 電力の開閉所（電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く。）で主要構造部を耐火構造とし、かつ、屋内に面する天井（天井のない場合は屋根）、壁及び床が不燃材料又は準耐火構造で造られているもの。

(4) 常時監視されている刑務所、拘置所等の収監施設部分。

(5) 金属等を熔融、鋳造等をする設備がある場所で、感知器により有効に火災を感知できない場所。

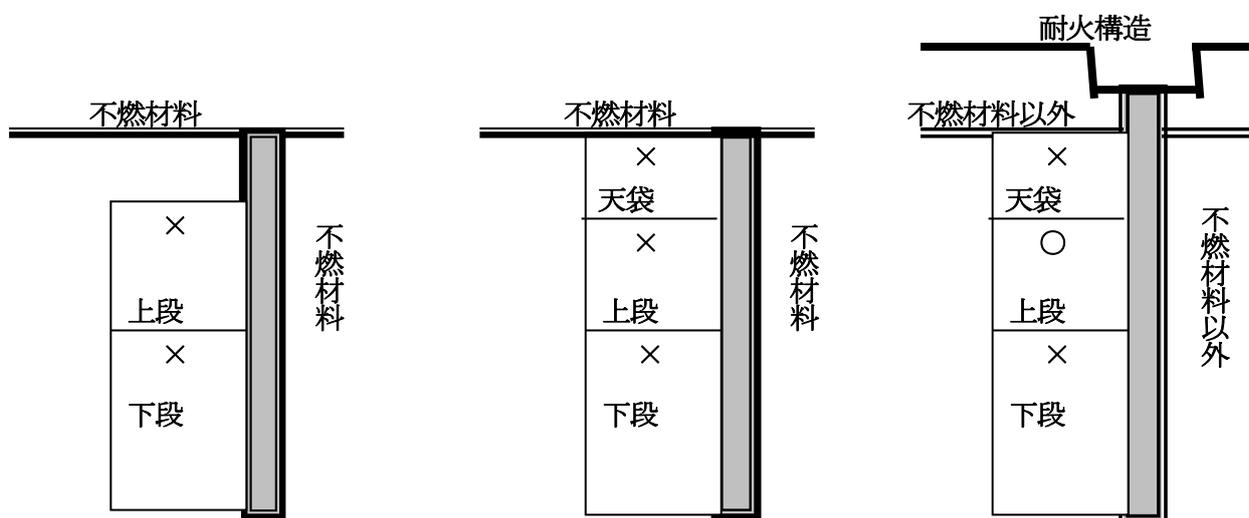
(6) 風除室（可燃物のないものに限る。）

(7) パイプシャフト、掃除用具入れ、物入れ、物置、ボトル棚、ショーウィンドウ等で水平断面積が1㎡未満の部分。

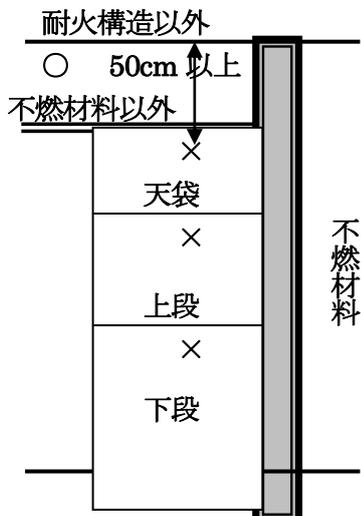
(8) 押入れはその構造等により、次のように感知器を一部又は全部省略することができる。

① 押入等の壁面及び天井が不燃材料

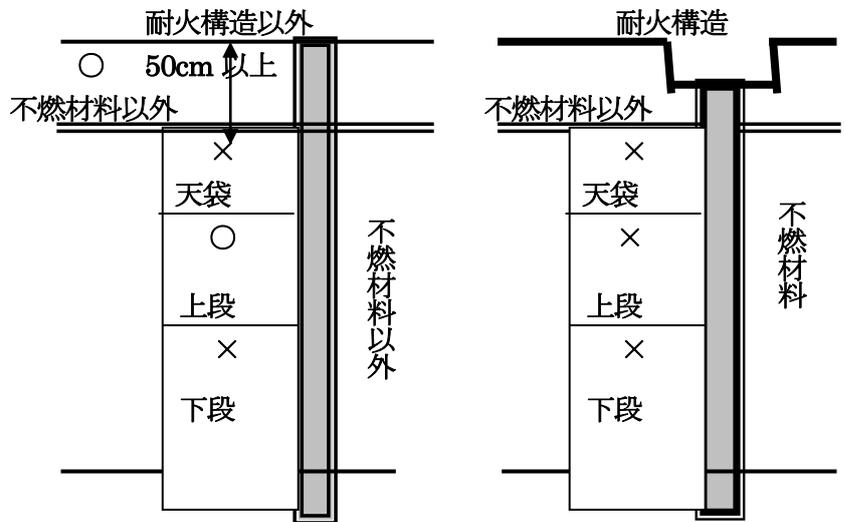
② 押入等の壁面及び天井が不燃材料以外



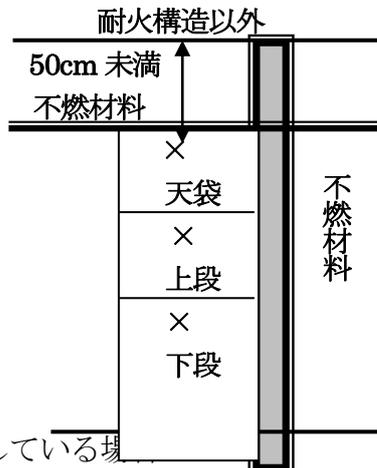
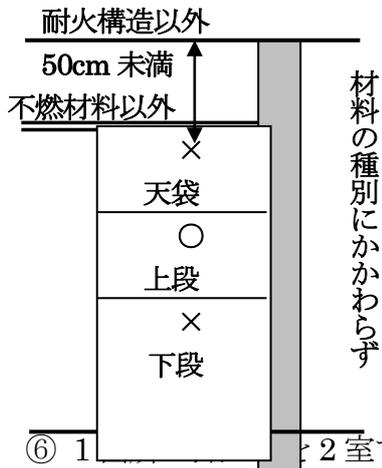
③天井裏に感知器がある場合



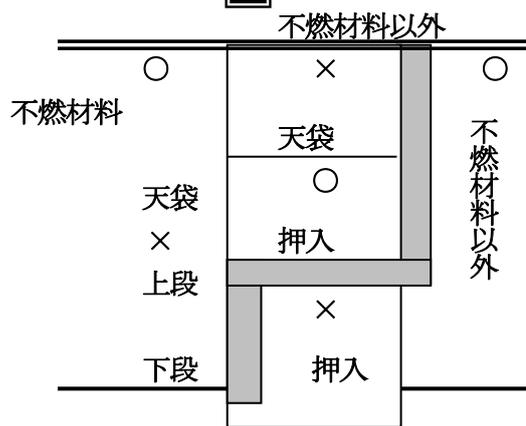
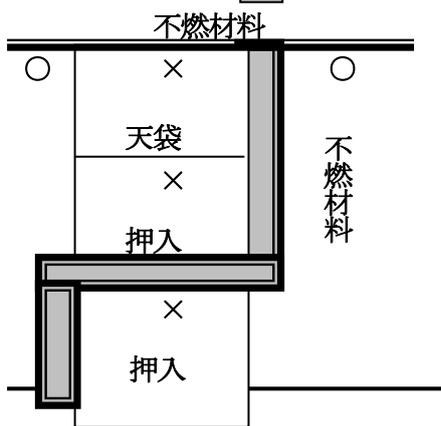
④天井裏に感知器がない場合



⑤天井裏が 50cm 未満の場合



⑥ 1 室と 2 室で使用している場合



凡例 ○印 感知器接地
×印 感知器省略

不燃材料
不燃材料以外

備考

1 押入れ等とは、押入れ（ユニット押入、収納壁含む）、クローゼット、物入れ（地袋、天袋を含む。）等をいう。

- 2 押入れ等が連続して設けられているものであっても、区画されている場合は、それぞれ別の押入れ等とみなす。
- 3 地袋のみのものについても、感知器を設置しないことができる。
- 4 押入れ等は、原則として居室と異なる感知区域とするよう指導する。
- 5 地階、無窓階で煙感知器を設置しなければならない防火対象物では、押入れの中には綿くず、布団くず等で誤報のおそれがあるので、熱感知器を設置して差し支えない。

(9) 浴室、便所

便所にヒーターを内蔵した機器、設備が設置されている場合は、感知器の設置を指導する。また、便所に付随した洗面所に温水器、ガラス曇り防止機器等のヒーターを設置した場合も同様とする。

既存建物における便所の感知器の設置時期については、当該部分の改修工事等に合わせて指導するものとし、消防法令違反ではなく指導事項として処理するものとする。

(10) 踏み込み、床の間

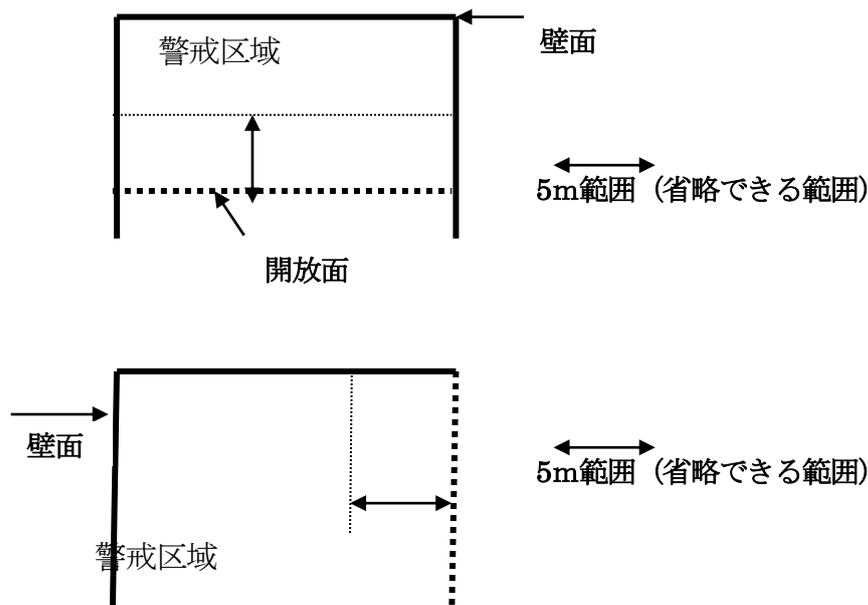
廊下と室の間にある踏み込み部分（特定防火対象物の用途に供されるものは除く。）及び床の間

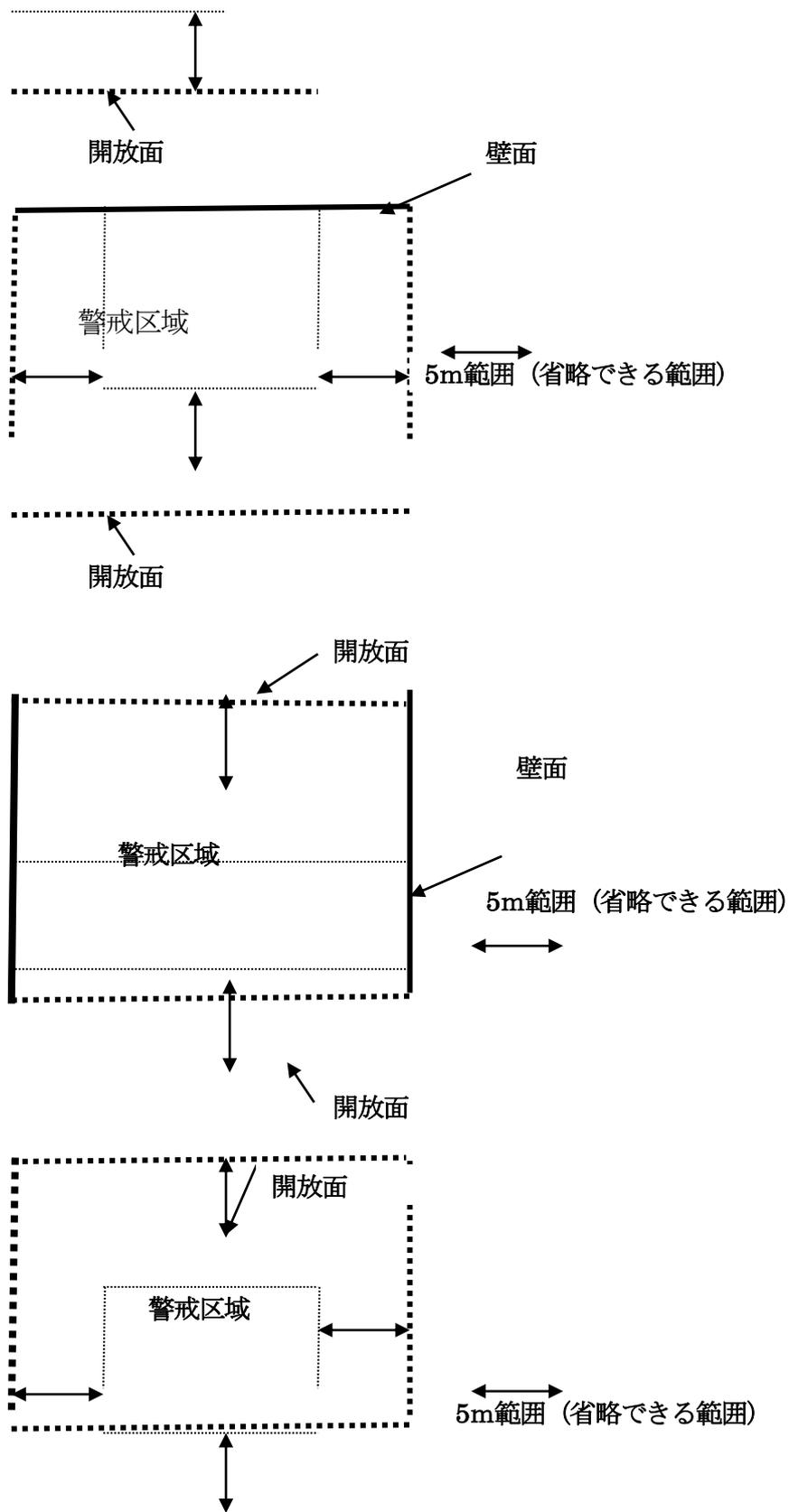
(11) 階段、傾斜路

屋外階段及び屋内避難階段（消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づく屋内避難階段 平成14年11月28日消防庁告示第7号）

(12) 規則第23条第4項第1号ロに規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所」とは、次図のとおり開放面から5m以内の部分を用いる。

ただし、開放されている部分であっても0.6m以上の深さの梁等により有効に火災を感知することができる場合は、この限りでない。





- (13) 長さが 10m未満の廊下（10m未満ごとに防火戸又は垂れ壁を設けても免除にならない。）

第 2 自動火災報知設備の受信機を設置しないことができる部分

- 1 1棟の防火対象物は、1台の受信機で警戒すること。ただし、同一敷地内に複数の独立した防火対象物がある場合、次の(1)(2)に掲げる条件に該当する場合にあっては、受信機を1台で一括警戒とすることができる。この場合、(3)(4)いずれかの措置をとることとする。

なお、従前に取り扱ったものについてはこの限りではない。

- (1) 防火対象物によって常時人のいる場所の制限があること。
(2) 管理権原者が同一であること。
(3) P型2級以上の機能を有する受信機（R型、GR型、(G)P型1級GP型2級等）を設置する場合は、防火対象物間に規則第24条第1項第2号トの「受信機のある場所相互間で同時に通話することのできる設備」を設けること。

※「受信機のある場所相互間で同時に通話することのできる設備」とは、次のものをいう。

ア 発信機（P型1級、T型）

イ 非常電話

ウ インターホン

エ 構内電話で、緊急割り込み機能を有するもの。

- (4) 受信機を設置する防火対象物以外の防火対象物に副受信機を設置する。

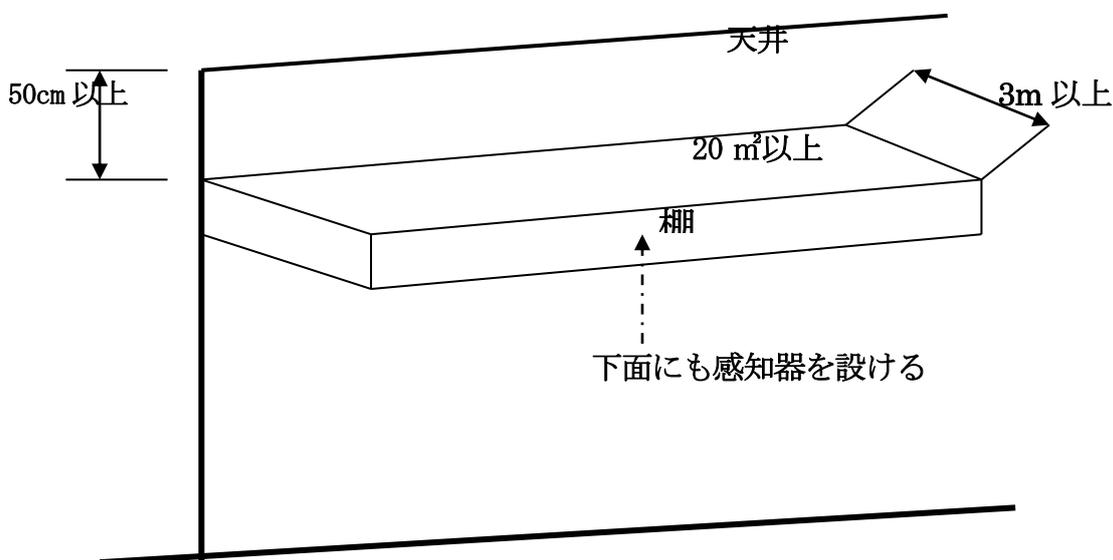
- 2 検査済証は建物毎に交付し、床面積、延べ面積は各建物の面積とする。

○風除室の感知器について

風除室に自動販売機が設置された場合、自動販売機は可燃物として認められず、出火事例もないことから感知器設置は必要なし。なお、可燃物（プラスチック製品、紙類パネル等）が存する場合は設置を指導する。（立入検査、建築確認時）

○自動火災報知設備の感知器について（平成 22 年 12 月 17 日）

自動火災報知設備の感知器の要否についての取扱い



棚等がある場合の感知器の取り付けの要否についての判断は、取付け面（天井）から下方に 50cm 以上の部分に短辺が 3m 以上で、かつ、面積が 20 m² 以上の棚又は張り出しがある場合は、天井とは別の感知区域として感知器の設置を指導する。

○自動火災報知設備感知器の設置について（平成 30 年 11 月 6 日）

消防用設備等の設置について、次のとおり設置要領を一部変更する。

- 1 宿泊施設、福祉施設の就寝場所への感知器設置について
令別表第一の内(5)項イ及び(6)項の客室、宿泊室、仮眠室等は、煙感知器の設置とする。
- 2 今後の対応について
 - (1) 新築建物または用途変更する上記防火対象物部分には、煙感知器を設置する。
 - (2) 既存の防火対象物は、故障または大規模改修時等の機会を捉え、煙感知器に交換する。

○自動火災報知設備の感知区域について（令和 2 年 12 月 14 日）

(5) 項イの宿泊室の 2 段ベッドにカーテンを設置した場合の感知区域について、次のとおり指導する。

- 1 天井及びベッドの枠に設置されたカーテンによって区画された部分は、有効に火災を感知できないと判断する。カーテンで区画されたベッド部分は寝室と同様とみなし上段、下段ベッドとも感知器の設置を必要とする。
- 2 カーテンが設置されている場合でも有効に火災を感知できる場合（感知器の設置不要の場合）として、次のような例示あり。
 - (1) カーテン上部に 20cm 以上の開口部分又はメッシュ部分を設けた場合

- (2) ベッドの4面のうち、一面以上を開放（カーテンを設置しない）し、開放面側に感知器を設置した場合

○特定1階段等防火対象物に係る消防用設備等の取扱いについて（平成22年11月5日）

「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年総務省令第90号。以下「改正省令」という。）により、特定1階段等防火対象物の自動火災報知設備等の基準が改正された。その改正による規定の取扱いについて、次のとおり定める。

自動火災報知設備の特例の適用について

- (1) 特定1階段等防火対象物で、避難階以外の階が次のアからウに掲げる条件のいずれかに該当する場合は、改正省令第23条第4項第7号へのうち特定1階段等防火対象物にかかる部分の規定（階段及び傾斜路の感知器）及び第24条第1項第2号ハの規定（地区音響装置の再鳴動機能）については、消防法施行令第32条を適用して、従前の規定によることができるものとする。

ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りが無いもの。

イ 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。）1（2）により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

ウ 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2（2）により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

- (2) 上記(1)以外の特定1階段等防火対象物で、地区音響装置の再鳴動機能がない受信機であっても、次の各号の措置をしたものについては、消防施行令第32条を適用して、従前の規定によることができるものとする。

ア 受信機の操作部に、容易にいたずらされない措置（音響スイッチ操作部を透明アクリル板によるカバーすることや、全体を透明保護ケースに収納する等の措置）がされていること。（別図参照）

イ 消防計画に、当該受信機の誤報等による発報等の対応が規定されていること。

ウ 他の消防法令及び佐渡市火災予防条例にかかる違反事項がないこと。

- (3) ア 上記(1)及び(2)の特例の適用については、関係者に特例基準適用申請書により特例の適用を申請させ、経緯を明らかにしておくこと。

イ 上記(2)の措置に関する受信機の改造は、消防設備士による軽微な工事として着工届出は不要であるが、設置届出は必要であること。

なお、特例基準適用申請書には、改造工事に関する設計図書等を添付させ、機能上支障がないか確認すること。

（省略）

別図 受信機の操作部が容易にいたずらされない措置例

○個室カラオケ等に係る消防用設備等の取扱いについて（平成22年11月5日）

令別表第一（2）項ニにおけるカラオケボックスその他遊興のための個室型店舗に係る消防

用設備等の指導については、「消防法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年総務省令第 93 号。以下「改正省令」という。）、「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示」（平成 21 年消防庁告示第 21 号。以下「21 号告示」という。）及び「非常警報設備の基準の一部を改正する告示」（平成 21 年消防庁告示第 22 号。以下「22 号告示」という。）等により取り扱っている。

既存防火対象物に係る消防用設備等の運用細部について、次のとおり定める。

1 個室の取扱いについて

令別表第一 (2) 項ニ、カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品の個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものの個室と判断する基準については、壁等により完全に区画された部分だけでなく、間仕切り壁等による個室に準じた閉鎖的スペース等も、「類する施設」として対象に加えていますが、その形態は多種多様のものであるので、避難安全を考慮し、則第 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する高さ (1.2m) を超える間仕切り壁等であれば個室として取扱うものとする。

2 自動火災報知設備・非常警報設備（放送設備）の取扱いについて

(1) 自動火災報知設備の受信機は、再鳴動機能付きのものとするが、既設の受信機で再鳴動がついていないものであっても、次の各号の措置をしたものについては、消防施行令第 32 条を適用して、従前の規定によることができるものとする。

ア 受信機の操作部に、容易にいたずらされない措置（音響スイッチ操作部を透明アクリル板によるカバーすることや、全体を透明保護ケースに収納する等の措置）がされていること。（別図参照）

イ 消防計画に、当該受信機の誤報等による発報の対応が規定されていること。

ウ 他の消防法令及び佐渡市火災予防条例に係る違反事項がないこと。

エ 特例の適用については、関係者に特例基準適用申請書により特例の適用を申請させ、経緯を明らかにしておくこと。

オ 上記アの措置に関しての受信機の改造は、消防設備士による軽微な工事として着工届出は不要であるが、設置届出は必要であること。

なお、特例基準適用申請書には、改造工事に関する設計図書等を添付させ、機能上支障がないか確認すること。

(2) 各個室の間仕切り壁が天井まで閉鎖されている場合の警報音の確保については、次の各号のいずれかの方式を選択できるものとする。

ア カットリレーの設置

イ 地区ベルを各個室に設置

ウ 非常放送設備のスピーカーを各個室に設置

(3) 各個室の間仕切り壁の上部が開放されている場合の警報音の確保については、次の各号のいずれかの方式を選択できるものとする。

ア カットリレーの設置

イ 地区ベルを各個室の各部分から 15m 以内に設置

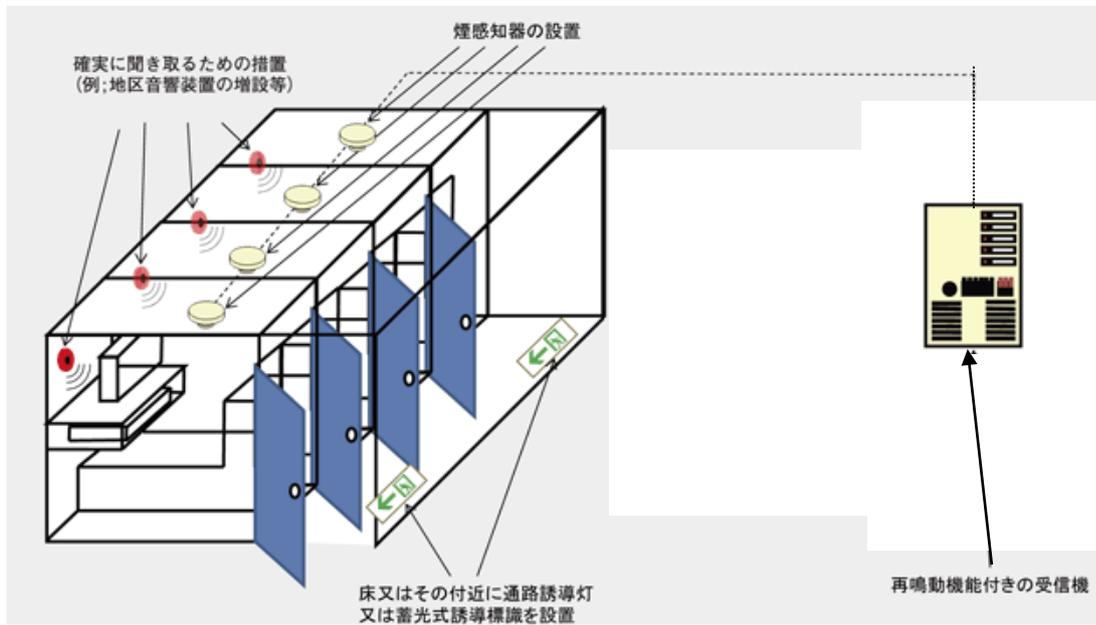
ウ 非常放送設備のスピーカーを各個室の各部分から 8m 以内に設置

(4) 各個室の感知器にあつては、煙感知器を設置するものとする。

3 誘導灯・誘導標識（高輝度蓄光式誘導標識）の取扱いについて

誘導灯の増設指導を主体として、誘導標識の設置にあたっては輝度時間の確保が重要であるため、既設の誘導灯及び非常照明の配置とのバランスを十分に考慮すること。

個室カラオケ店等に係る改正基準のイメージ



(省略)

別図 受信機の操作部が容易にいたずらされない措置例

○非常警報設備の設置免除の運用について（平成 25 年 10 月 11 日）

次のいずれかに該当する防火対象物は、令第 32 条の規定を適用し、非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン）を設置しないことができる。

- (1) 倉庫、発電所等で常時人のいない場所（消防庁 S44, 11, 20 消防予第 265 号）
- (2) 令別表第一(9)項イ（公衆浴場）の防火対象物のうち、番台から脱衣場及び浴槽を監視することができ、非常警報器具（拡声器等）を設置することにより、火災の発生を有効に、かつすみやかに報知することができる場合（昭和 45 年 11 月 19 日付け消防予第 256 号）
- (3) 令第 24 条第 2 項第 2 号の適用を受ける防火対象物で、上記(1)及び(2)以外で、次のすべてに該当する場合
 - ア 常時人のいる階は、地上 1 階、2 階に限られていること。
 - イ 避難階以外の階には、避難階に直通する階段が 2 以上あること。（1 箇所は避難器具でもよい）
 - ウ 容易に肉声で防火対象物全体に、火災である旨を周知できる状況であること。（防火対象物の構造、管理形態等による）

○自動火災報知設備と火災通報装置を連動させる場合の取扱いについて（平成 27 年 4 月 1 日）

「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成 25 年総務省令第 126 号）により、自力避難が困難な者が入所、入居または宿泊する社会福祉施設等の防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）について、自動火災報知設備の感知器と連動して起動するものとされた。

自動火災報知設備と火災通報装置を連動させる場合の取扱いについて、次のとおり定める。

1 届出の取扱いについて

- (1) 火災通報装置の設置届を必要とし、消防検査を実施する。

受信機の移報端子と火災通報装置を接続すること、または、移報端子との間に専用遮断スイッチを別に設け、それを介して接続することは、火災通報装置に係る軽微な工事とする。

設置届には受信機を含めた配線図を添付するものとする。
- (2) 日本消防設備安全センター「消防設備士講習用テキスト」において、自動通報等に使用する移報用装置及び連動停止スイッチ箱の機器等は自動火災報知設備の付属装置とし、取付工事は整備とするとされていることから自動火災報知設備の着工届及び設置届を不要とする。

ただし、自動火災報知設備の受信機に専用の移報信号リレーユニット等を追加（受信機の外部に設ける場合も含む。）する場合は、改造に該当し自動火災報知設備の着工届が必要である。
- (3) 自動火災報知設備の改造に該当し、着工届が必要となった場合は、自動火災報知設備の設置届及び火災通報装置の設置届が必要である。

2 接続方法について

- (1) 連動停止スイッチは専用とすること。
- (2) 連動を停止した場合は、連動が停止している旨の表示を点灯又は点滅、若しくは自火報の受信機等のディスプレイに表示させること。この措置がとれない場合は、連動停止スイッチを別置すること。

- (3) 連動停止スイッチを別置する場合の電源は、自動火災報知設備の受信機から供給されていること。受信機から電源供給ができない場合は火災通報装置から供給することができるものとする。(平成26年3月28日付け消防予第118号)

3 直接通報である旨の表示について

- (1) 自動火災報知設備の受信機及び発信機に火災通報装置と連動している旨の表示を施すこと。なお、寸法及び色については、関係者が把握できる寸法等で差し支えない。

(2) 表示文例等

ア 受信機に設けるもの

「この設備は119番に直結しています。点検等の際は火災通報装置との連動スイッチを切ってください。」(縦3cm×横10cm)

イ 発信機に設けるもの

「119番直通」(縦1cm×横4cm)

○火災通報装置の取扱いについて(平成29年12月1日)

平成28年2月24日付け消防予第49号消防庁予防課長通知により、火災通報装置の基準の一部が改正され、「IP電話回線(光回線)に対応した火災通報装置の基準」が平成28年4月1日から施行されている。

1 改正の主な概要

- (1) 火災通報装置の待受け時間を5秒から10秒に延ばした。

1回目の火災通報後、この待受け時間内に消防機関からの「呼び返し」がない又は受信できない場合、延々と通報を繰り返す。

- (2) IP電話回線は電話局からの給電がないため、IP電話の回線終端装置(交換機)に停電時用の予備電源を義務付けた。

- (3) 平成29年10月1日からは新基準の火災通報装置以外設置できない。

平成29年9月30日までに設置したものは、従前の例による。ただし、IP電話回線への変更等により通報、呼び返しに不具合が生ずる場合は、従前又は新基準に適合するよう改修が必要。

2 佐渡市消防本部指令台の「アナログ回線(ISDN回線含む)」と「光回線(IP電話)」での相違点

当本部の指令台は、「インス(ISDN回線)回線=デジタル信号のメタル回線」に対応していて、IP電話回線(光回線)には対応していない。

- (1) アナログ回線の場合、火災通報装置からの119番通報を当本部指令台が受信し「・・・逆信願います。」で相手方の通報が切れても、指令台で通信を切断しない限り、回線は火災通報装置と保持された状態であり、直接「呼び返し信号」を火災通報装置に送ることができる。⇒5秒以内に「呼び返し」ができる。

- (2) IP電話回線からの119番通報を当本部指令台が受信し「・・・逆信願います。」で相手方の通報が切れた場合、当本部の指令台は、電話会社(NTT)と回線保持しているだけで、火災通報装置とは回線が保持されていないため、「呼び返し」はできない。

しかし、「逆信願います。」で相手方の通報が切れた時点で電話会社が5秒後自動的に発信元(火災通報装置)に「呼び返し」を行い、発信元と繋がると電話会社と回線保持している指令台に繋がるようになっている。⇒このため、火災通報装置の待受け時間を「5秒⇒10秒に改正」した。

- (3) 一般家庭のIP電話からの119番通報も同じ。

3 設備業者への指導

- (1) 当本部の指令台は IP 電話回線（光回線）に直接対応していないが電話会社をとおして新基準の火災通報装置（IP 電話対応用）に対応できるようになっています。
- (2) 電話会社が NTT で有れば問題ないと思いますが、対象物が加入している IP 電話の電話会社により、「119 通報」及び「呼び返し」に不具合が出る場合が有りますので、対象物が加入している電話会社に問題ないか確認するよう指示してください。
- (3) IP 電話回線での「新基準の火災通報装置」の通報試験はまだ実施していません。100% 問題ないとは断言できません。

しかし、火災通報装置を新規に設置する場合は、新基準の火災通報装置の設置となりますので IP 電話回線で試験してみて問題が有ればアナログ回線を引けばよいだけです。

(4) 確定されていない事項

発信元対象物の IP 電話の回線終端装置（交換機）に火災通報装置とは別に複数の電話が接続されている場合、「呼び返し」が火災通報装置に入るのか不明。大丈夫ではないかと思いますが？

(5) IP 回線での旧基準の火災通報装置（待受け 5 秒）不具合事例

119 通報は正常に受信し、「呼び返し」も前記 2 (2) の要領で通報した対象物へ繋がりましたが火災通報装置ではなく一般電話へ接続されました。そのため、火災通報装置は延々と 119 通報を繰り返す状態となりました。

別添「IP（光）回線に接続した火災通報装置の仕組み」参照。

（省略）

IP（光）回線に接続した火災通報装置の仕組み

○特定一階段等防火対象物の 2 階部分に設置する避難器具について（令和 5 年 5 月 11 日）

避難器具のうち、特定一階段等防火対象物又はその部分に設けるものにあつては則第 27 条第 1 項第 1 号に規定するが、2 階部分に設置する避難器具については当該規定を適用しないことができる。

○誘導灯の設置免除の運用について（平成 19 年 4 月 20 日）

次の防火対象物及びその部分には、誘導灯を設置しないことができる。

- 1 無窓階は小規模でも誘導灯の設置義務が生じるが、無窓階において用途に関係なく主要な避難口までの水平距離が 10m 以下で、避難口を容易に見通し、かつ、識別できる場合は設置しないことができる。
- 2 平屋建ての工場・作業場・倉庫の無窓階で、各部分から主要な避難口又は屋外へ直接出られる窓までの水平距離が 20m 以下のもの。
- 3 防火対象物の住宅（(5) 項口を除く）の用に供している部分。（他の用途部分の避難経路となる部分は除く）

6 消防用設備等の届出・点検

○面積の記入について（平成 19 年 2 月 28 日）

消防用設備等について別棟とみなせる場合の設置届・消防用設備等検査済証の面積の記入方法について。

渡り廊下により接続された場合及び令 8 区画された場合等の防火対象物の面積は、別棟とみなした後の棟の延べ面積・床面積（設備の設置単位）又は建築基準法上の面積のどちらでも間違いないので、建物用途等実態に即して面積を記入する。

○改修計画書の提出について

消防用設備等点検結果報告書で不備がある場合、当該点検結果報告書、提出時に改修計画書も同時に出しても問題ない。

○自動火災報知設備の点検基準について（平成 19 年 10 月 11 日）（県消防課予防係回答） （自治省消防庁回答）

「自動火災報知設備の点検基準 1（2）ス（受信機及び中継器の「付属装置」）」の点検基準について、「火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。」とあります。そこで防火管理の一部委託として警備会社へ自動火災報知設備発報に伴う移報については、警備会社所有の受信機（消防用設備等以外の設備機器）を「付属装置」として点検し、移報の有無等点検票に記載する義務があるかどうかご教授願います。

なお、（財）日本消防設備安全センター発行の「点検実務必携」の記載要領には備考欄に「移報（警備会社）」と記載されております。

具体的には、当該防火対象物の設備点検業者が当該自動火災報知設備は点検していたが、警備会社の受信機、移報については、関係者との契約等もなかったため未点検の状態であったため諸々の問題が発生したものです。（警備会社の受信機等設置は、警備会社が工事したもの）

【回答】

点検基準によれば、附属装置に移報をとったときは、移報が正常に行われること及び相互に機能障害がないことを点検することと規定されています。

しかしながら、点検基準及び点検要領では、消防用設備等以外の附属装置に係る点検まで求めるものではありません。

点検基準という附属装置について、消防用設備等以外のものまで含めているものではなく、あくまでも防火対象物に必要な消防用設備等の間で移報をとった場合を想定しており、それらについて点検基準を設けているものです。

○消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証等の再交付申請要領及び非火災報発生報告書様式の指定について（平成 21 年 6 月 23 日）

1 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の再交付申請について

- (1) 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の再交付申請要領を別添 1 のとおり定める。
- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証再交付申請書を別記様式のとおりに定める。

2 非火災報の発生報告について

- (1) 非火災報発生報告書を別記様式のとおり定める。
- (2) 防火対象物等で自動火災報知設備の誤作動等があった場合に、関係者が報告するものとする。

別添1

消防用設備等・特殊消防用設備等
検査済証等の再交付申請要領

- 1 消防長又は署長は消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の交付を受けた者から紛失，滅失等の理由により検査済証の再交付を求められたときは、これを再交付するものとする。
- 2 前項の規定による再交付の申請は、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証再交付申請書を1部提出することにより行うものとする。
- 3 再交付の検査済証は、当該検査済証の左上部に、**再交付**と朱書きし、その右に交付年月日及び交付番号を記入し交付するものとする。
- 4 再交付する検査済証の署長名は、現在の署長名とし、その他の記入欄は原本と同じ内容とする。なお、検査員の押印は必要ないものとする。

年 月 日

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証再交付申請書

佐渡市消防長 様

申請者
住所 _____ (電話 _____)
氏名 _____

| | | | | |
|------------|------|-------|------------------------------------|----------------|
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名称 | | | |
| | 用途 | | | |
| | 構造規模 | 床面積 | 造 地上 階 地下 階 m ² 延べ面積 | m ² |
| 消防用設備等の種類 | | | | |
| 検査年月日 | | | | |
| 再交付を申請する理由 | | 紛失・滅失 | | |
| ※受付欄 | | ※経過欄 | ※備考欄 | |
| | | | 再交付 第 _____ 号 年 月 日 | |

備考 ※欄には記入しないこと。

(記入例)

再 交 付

別記様式第1号の2の3の2 (第31条の3関係)

年 月 日
(佐消〇第 号)

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

第 号
年 月 日

佐渡市 消防署長

下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。

記

| | | |
|-----------------------|------------|---|
| 申請者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 防 火 対 象 物 | 所 在 地 | |
| | 名 称 | |
| | 用 途 | |
| | 構造規模 | 造 地上 階 地下 階 床面積 m ² 延べ面積 m ² |
| 消防用設備等・特殊消防用設備等の種類 | | |
| 検 査 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 検 査 員 職 氏 名 印 | 職 名 氏 名 | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 消防用設備等・特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

○消防用設備等の軽微な工事に係る消防検査（現場確認）の省略の取扱いについて（平成 27 年 3 月 1 日）

- 1 軽微な工事の範囲に該当するものは、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について（通知）」（平成 9 年 12 月 5 日付け消防予第 192 号。以下「192 号通知」という。）に準じて取り扱い、消防検査及び検査済証を省略するものとする。ただし、検査済証を交付する場合等は消防検査を行うものとする。
- 2 誘導灯、非常警報器具及び放送設備のスピーカーの取替えについても 3 個以下の場合、192 号通知を準用し、消防検査を省略することができるものとするが、検査済証を交付する場合等は消防検査を行うものとする。

○屋内消火栓設備の配管の交換に係る届出について（平成 28 年 3 月 1 日）

屋内消火栓設備の配管部分の交換の場合は、着工届は不要である。（令第 36 条の 2 のとおり）

なお、資料として次の書類の提出を求めることとする。

1. 工事前
 - (1) 交換する配管の種類が分かる資料（露出の場合は凍結防止対策を含む）
 - (2) 工事箇所の分かる面図
 - (3) 工事工程表
 - (4) 摩擦損失計算書
 - (5) 工事中の安全対策計画書（工事の期間が 2～3 日程度の場合は、工事期間中の消防計画は求めず、工事中の安全対策計画書を提出すれば良い。なお、記載事項は具体的に消火器増強、火気管理、巡視計画等を記載すること。）
2. 工事後
 - (1) 放水試験結果表

○建物の改修工事に伴う自動火災報知設備の感知器取り外し、取り付けについて（平成 28 年 3 月 1 日運用）

建物の改修工事に伴い自動火災報知設備の感知器を一旦取り外し、同じ場所に再度取り付ける行為（工事に併せ器具又は配線を交換する場合は除く）は新設、増設、移設、取替え、改造又は補修の各工事区分に該当しないことから消防用設備に係る届出は不要とするが、資料として次の書類の提出を求めることとする。

1. 工事前
 - (1) 工事場所が分かる図面（一旦取り外し、取り付けする感知器の位置が分かるもの）
 - (2) 工事工程表
 - (3) 工事中の安全対策計画書（工事期間が 2～3 日程度の場合は、工事期間中の消防計画は求めず、工事中の安全対策計画書を提出すれば良い。なお、記載事項は具体的に火気管理、巡視計画等を記載すること。）
2. 工事後
 - (1) 機能試験結果表

作成例
工事期間中の安全対策計画書（屋内消火栓設備）

年 月 日

消防署長 様

防火管理者氏名 _____

管理権原者氏名 _____

1 工事の内容

屋内消火栓の配管の一部交換工事、埋設配管漏水のため露出配管に交換する。

2 機能を失う場所又は部分

〇〇階の屋内消火栓〇〇箇所

3 工事期間等

工事期間 〇年〇月〇日から〇日

機能を失う期間 〇年〇月〇日から〇日

4 工事中の安全対策

(1) 機能を失う期間中、屋内消火栓の位置にそれぞれ消火器〇本を増設する。

(2) 工事期間中は喫煙場所を指定し、指定場所以外での喫煙を禁止する。

(3) 工事期間中は始業及び終業時に建物内を巡回し、始業時は火気の使用状況終業時は火の元を確認する。

○消防用設備等でリコールが掛かった際の対応について

改修の報告について次のとおり定めます。

- 1 提出書類・・・「性能確認試験申請書の写し」、「改修前、改修後の写真添付」
- 2 着工、設置届は共に不要。(他の本部でも同様の扱いのようです。)
- 3 各署に跨る場合、消防本部へ一括送付し、各署受付後、一括で返信する。

7 消防設備士

○消防法施行令第36条の2に定める消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備の取扱いについて（平成17年9月16日）

消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備については、法第17条の5、令第36条の5、則第33条の2及び「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日付け消防予第192号。以下「192号通知」という。）により運用している。

自動火災報知設備の受信機については、従来どおり工事、整備については、消防設備士の独占業務とされているが、近年、防火管理の一部委託のため、受信機の移報端子を利用して、警備保障会社等所有の防災用受信機へ移報するシステムが増えている。

この移報システムの受信機側の配線工事等については、警備保障会社等が独自に行っているようなので、今後、消防用設備等の安全面を考慮し、このような工事をする場合は、次のとおり指導する。

1 受信機移報端子への接続について

当該接続する行為は、消防設備士に係る工事の「改造」（構成機器装置の一部付加）に該当するものとし、法第17条の5に規定する消防設備士の独占業務に係る工事とし、第4類の甲種消防設備士が行わなければならないこと。

2 消防用設備等の着工届、設置届及び消防検査について

192号通知により、軽微な工事等については届出等を簡素化して運用しているが、上記1の工事は「改造」であるので、当該通知には該当しないこととなります。

しかし、当該工事は機能に支障をきたさない軽微な工事として運用しても問題ないと考えられるので、今後、既存の自動火災報知設備の受信機に上記1の工事を実施するときは、192号通知の増設、移設、取替え同様軽微な工事の範囲として運用すること。

3 その他

- (1) 既存の防火対象物又は現に工事中の防火対象物については適用しない。
- (2) 軽微な工事として、着工、設置届出書が不要である場合でも、消防機関として把握するため、必要に応じて資料等の提出を求める。

8 火災予防条例関係

○火を使用する設備の離隔距離について（平成26年9月11日）

火を使用する設備の離隔距離は、一般財団法人日本ガス機器検査協会、一般財団法人日本燃焼機器検査協会等による防火性能評定等により確認された離隔距離については、条例第3条第1項第1号で規定する火災予防上安全な距離とすることができる。

○防火対象物使用開始届出について（令和元年10月28日）

防火対象物使用開始届出については、用途・面積に関係なく提出を指導する。50㎡未満の飲食店で扱いが一般住宅となる対象物でも提出を指導する。令別表第一の用途部分がない一般住宅の場合は提出の必要無し。

○家庭用サウナ（コンパクトサウナ）の設置について（令和4年1月14日）

家庭用サウナ（コンパクトサウナ、定格消費電力2kw以下）を対象物に設置することについて、次のとおりとする。

- 1 家庭用サウナは火災予防条例上のサウナ設備ではないものとし、サウナ設備設置届出書の提出は不要。しかし、不特定の者が使用する場合は設置届出の必要がある。（特定対象物、非特定対象物の区別ではなく、不特定の者が使用するか否かで判断する。）
- 2 自動火災報知設備義務設置対象物に設置する場合、1㎡未満のサウナ内に感知機の設置は不要とする。

○指定催しの指定について（平成26年7月25日）

指定催しを指定する場合は、指定催しを主催する者から次の項目等について意見を聴取し、指定する場合の参考とする。

- 1 露店等の出店が概ね100店舗を超える場合、次の項目等について意見を聴取してください。露店等の出店会場が分散している場合は、各会場ごとに出店数を確認する。（各会場ごとで指定）
- 2 聴取内容等
 - (1) 催しの管理担当者が明確になっているか
 - (2) 会場内の管理・警備体制が明確になっているか
 - (3) 対象火気器具等の管理・使用が適切であるか
 - (4) 災害時等の避難誘導・消火体制が確立されているか
 - (5) 災害時等の通報・連絡体制が作成されているか
 - (6) 会場内への消防隊の進入、活動が容易であるか
 - (7) 会場の混雑状況等
- 3 主催する者からの意見聴取を参考に対象火気器具の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められる場合は指定が必要となる。

○果樹園の霜対策に伴う消防の指導について（平成29年4月6日）

霜対策として夜間の果樹園内で一斗缶、ミルク缶等に灯油、穀殻又は剪定チップ等を入れ燃焼させる行為について、消防として次のとおり指導する。

- 1 「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を実施する行為

者から提出してもらおう。なお、実施場所がわかる住宅地図等の図面、燃焼容器の数等実施状況がわかる図面等添付させる。常時連絡が取れる連絡先（携帯電話等）は記載必要。

- 2 燃焼容器の缶は、容易に転倒しない場所で周囲に枯草等の燃えやすいものがない場所で行うこと。
- 3 実施する日は、消火の準備をすると共に、現場に常駐し安全管理に努めること。また、実施前・実施後は、消防へ電話等で連絡する旨指導すること。
- 4 夜間に実施するため、火災と間違われる可能性が高いことから、実施者の責任において、事前に周囲の方に周知すること。
- 5 「山が燃えている」、「火が見える」などの通報があった場合、消防はサイレンを鳴らし通常どおり出動する。また、警察にも連絡が行く。
- 6 消防隊現場到着時、火が点いた状態で放置し、誰もいない場合は消火する。

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を発生おそれのある行為の
届 出 書

| | |
|-------------------------|---|
| 平成 年 月 日 | |
| 佐渡市消防長 様 | |
| 届出者 住 所 (電話) 氏 名 | |
| 発生予定日時 | 自 平成 29 年 4 月中旬 実施前及び実施後に消防署へ連絡する 至 平成 29 年 5 月上旬 朝 3 時頃から朝 5 時頃まで |
| 発 生 場 所 | 佐渡市〇〇 中興神社北側 佐渡農業技術センター柿畑 佐渡市〇〇 〇〇 佐渡農業技術センターリンゴ畑 |
| 燃 焼 物 品 名 及 び 数 量 | 一斗缶 (ミルク缶等) に灯油 〇と柿枝のチップ kgを入れて燃焼 〇a に一斗缶〇個置く (畑に一斗缶〇個置く) |
| 目 的 | 果樹園の霜対策 |
| そ の 他 必 要 な 事 項 | 水バケツ 2 個、消火器 1 本準備 燃焼実施中は、現場で 〇 人で監視する。 緊急時連絡先 (携帯など) |
| ※ 受 付 欄 | ※ 経 過 欄 |
| | |

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

○指定洞道等の届出について（条例第 42 条の 2）（令和元年 8 月 21 日）

以下の指導事例あり。

カルバートを埋設し電気配線を中心に敷設する（洞道）。カルバートは内寸 2 m 四方のコンクリート製（点検時は作業員が中に入れる）で、G L から約 20 c m 下がカルバートの上端になる。全長は約 68 メートルになるが、両端及び中央部に 2 m 四方のダクト（点検口）が設置されるため 33m + 2 m + 33m となる。ダクトの蓋は F R P 製で約 8 枚並べてあり、1 枚はぐればケーブル等は目視で確認可能。

当本部には指定洞道の規程がないため、他市の規程を参考に次のとおり届出が必要な洞道等を指導する。

- 1 洞道、その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が 50m 以上のもの
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置（昭和 38 年法律第 81 号）法第 2 条 5 項に規定する共同溝をいう。）その他これらに類する地下の工作物
- 3 その他特に必要と認める洞道等

【回答】

今回の事例ではケーブル等が連続して繋がっているが、中央部のダクトの蓋を取れば地上と同様の消防活動が可能であり、別々の工作物として扱い、長さの合計はしない。したがって、届出の必要な洞道には該当しない。図面等の資料は任意での提出を指導する。

9 その他

○り災証明の申請者について（平成17年11月）

り災証明の申請者で、火災により建物家族が死亡した場合の申請人で、2親等までは代理人を立てなくても申請人になれる。その時、関係者の続き柄を申請書申請人欄に記入する。

（例：建物所有者の姉）

特に、建物家族である旨の証明（戸籍謄本等）は求めない。免許証等で本人確認する程度でよい。

○り災証明の申請者について（令和元年6月）

り災証明の申請者で、島外に居住しており、郵送でのり災証明発行しかできないため、免許証や保険証などの本人確認出来る物を2種類コピーし、返信用封筒を入れて郵送してもらうことで対応。発行手数料については県内であれば納付書を着払いで送る、県外であれば現金書留で送ってもらう。

○国土交通大臣の認定を受けた防火戸以外の防火戸の取扱いについて（令和4年6月24日）

防火戸の設置の指導をした際に、国土交通大臣の認定した防火戸ではないが、1.6mmの鉄板を使用すれば防火戸と認められるかとの質疑があり、次のように回答した。防火戸の取扱いについては、佐渡地域振興局建設課に確認を行った。

【回答】

「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」であれば防火戸と認められる。具体的には「防火設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1360号）に該当しているものであれば防火戸と認める。

今回のものは、鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが0.8mm以上のものを用いたものに該当するので防火戸と認める。